

御代田町障がい者計画

御代田町第7期障がい福祉計画

御代田町第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年3月

御代田町

# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	4
第2章 障がい者の動向 .....	5
1 人口の状況 .....	5
2 障がい者の状況 .....	6
(1) 身体障がい者の状況 .....	7
(2) 知的障がい者の状況 .....	10
(3) 精神障がい者の状況 .....	12
(4) 難病患者の状況 .....	14
(5) 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス支給決定者数、給付費の状況 .....	15
(6) 障がい児の就学・療育・乳幼児健診状況（前回計画策定時との比較） .....	17
(7) 手当受給者の状況（前回計画策定時との比較） .....	17
第3章 障がい者福祉の課題と施策 .....	18
1 基本理念と基本目標 .....	18
2 今後取り組む施策 .....	20
① 相互理解と支え合いのまちづくり .....	20
(1) 障がいへの理解と交流の推進 .....	20
(2) 障がい者差別の解消・権利擁護の推進 .....	21
(3) 意志疎通支援事業の充実 .....	25
② 安心して暮らせるまちづくり .....	26
(1) 生活基盤の安定・相談支援体制の充実 .....	26

(2) 防災対策の充実.....	28
(3) 療育・保育・教育の充実.....	29
③ いきいきと暮らせるまちづくり.....	30
(1) 就労支援の充実.....	30
(2) 保健・医療サービスの充実.....	31
(3) スポーツ・文化芸術活動の振興.....	31
第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（障がい福祉サービス・障がい児通所 支援サービスの実績と見込量）.....	33
1 第7期障がい福祉計画の成果目標.....	33
(1) 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行.....	33
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	33
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	35
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	36
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	37
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	38
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	39
3 サービスの見込量及び提供体制確保.....	40
(1) 障がい者・障がい児を対象としたサービスの体系.....	40
(2.1) 障がい者支援の必要量見込.....	46
(2-2) 障がい児支援の必要量見込.....	52
(3) 地域生活支援事業の見込量と確保策.....	54
資料編.....	56
アンケート調査.....	56

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

国では、平成23年に、「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害者基本法の一部を改正しました。

平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者への虐待の禁止や、国と地方公共団体の責務が定められました。平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立（平成28年施行）し、障がい者に対する不当な差別的取扱い、そして合理的配慮の提供が定められました。

また、平成25年4月には、これまでの「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。障害者総合支援法では、障害者自立支援法においては対象となっていなかった難病が障がいとして認められ、障がいの程度ではなく、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の必要の度合いを総合的に示す「障害支援区分」が導入されました。

その後、平成28年には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正、「発達障害者支援法」の改正、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）の施行など、障がい者の権利を守り、安心して地域で暮らし続けていくために必要な施策の充実が図られています。

さらに、平成25年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が平成28年4月から施行され、雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることになるなど、様々な改革が行われています。

なお、令和3年度から5年度までの3年間、国や長野県において、次のとおり法律の制定・改正等が行われました。

- ① 令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定  
医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体の責務を明確化（同年9月施行）

- ② 令和4年3月「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（長野県障がい者共生条例）の制定  
全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合い、活かし合う社会の実現を目指し制定
- ③ 令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る法律」の制定施行  
障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
- ④ 令和4年12月「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定  
障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等に必要な施策に関する規定の整備

本計画は、このような改革を踏まえたうえで、「御代田町第5次長期振興計画」における基本構想である「町民誰もが希望と安心の持てるまちづくり」を目指し、成果目標や活動指標、サービスの見込量などの目標を設定し、令和6年度から8年度までの3年間の御代田町障がい者計画、御代田町第7期障がい福祉計画、御代田町第3期障がい児福祉計画を策定するものです。

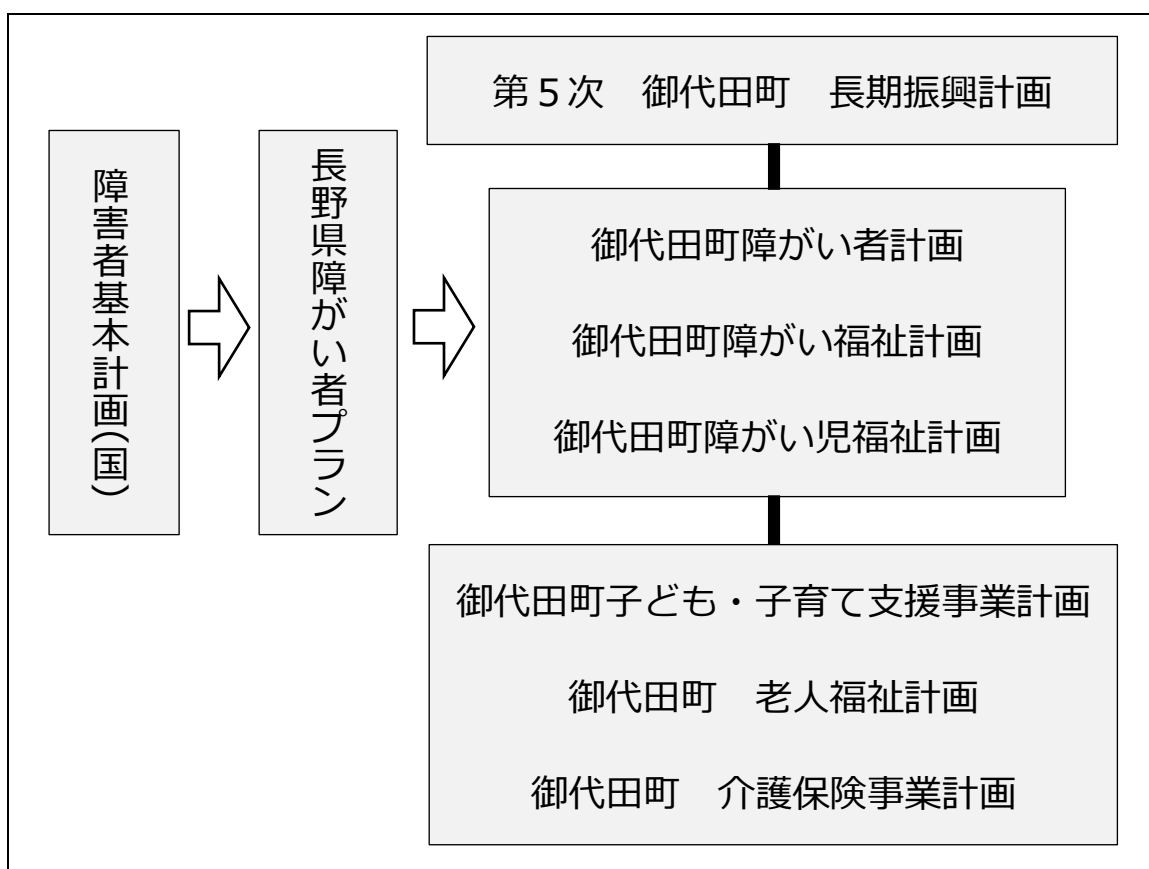
## 2 計画の位置づけ

「御代田町障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条 3 項の規定に基づく「障害者のための施策に関する基本的な計画」を定めたものです。

「御代田町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」を定めたものであり、御代田町における障がい福祉サービスや相談支援等の具体的な数値目標などを定めています。

「御代田町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」を定めたものであり、御代田町における障がい児の通所サービスや相談支援等の具体的な数値目標などを定めています。

なお、本計画は国の障害者基本計画、長野県の障がい者プランを踏まえ、第 5 次御代田町長期振興計画と調和が保たれるものとしします。また、障がい者計画は成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「御代田町成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。



### 3 計画の期間

国が策定する第5次障害者基本計画の期間は、令和5年度から令和9年度まで、長野県が策定する障がい者プラン 2024 の期間は令和6年度から令和11年度までとなっています。

御代田町障がい者計画・御代田町第7期障がい者福祉計画・御代田町第3期障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
国の計画	第4次障害者基本計画		第5次障害者基本計画			
長野県の計画	障がい者プラン2018			障がい者プラン2024		
御代田町の計画	御代田町障がい者計画			御代田町障がい者計画		
	御代田町第6期障がい福祉計画			御代田町第7期障がい福祉計画		
	御代田町第2期障がい児福祉計画			御代田町第3期障がい児福祉計画		

障がいの表記に関して

本計画では、「障害」の表記を「障がい」としますが、法令や制度については「障害」と表記します。

## 第2章 障がい者の動向

### 1 人口の状況

総人口は、年々増加傾向であり、5年間で741人増加しました。

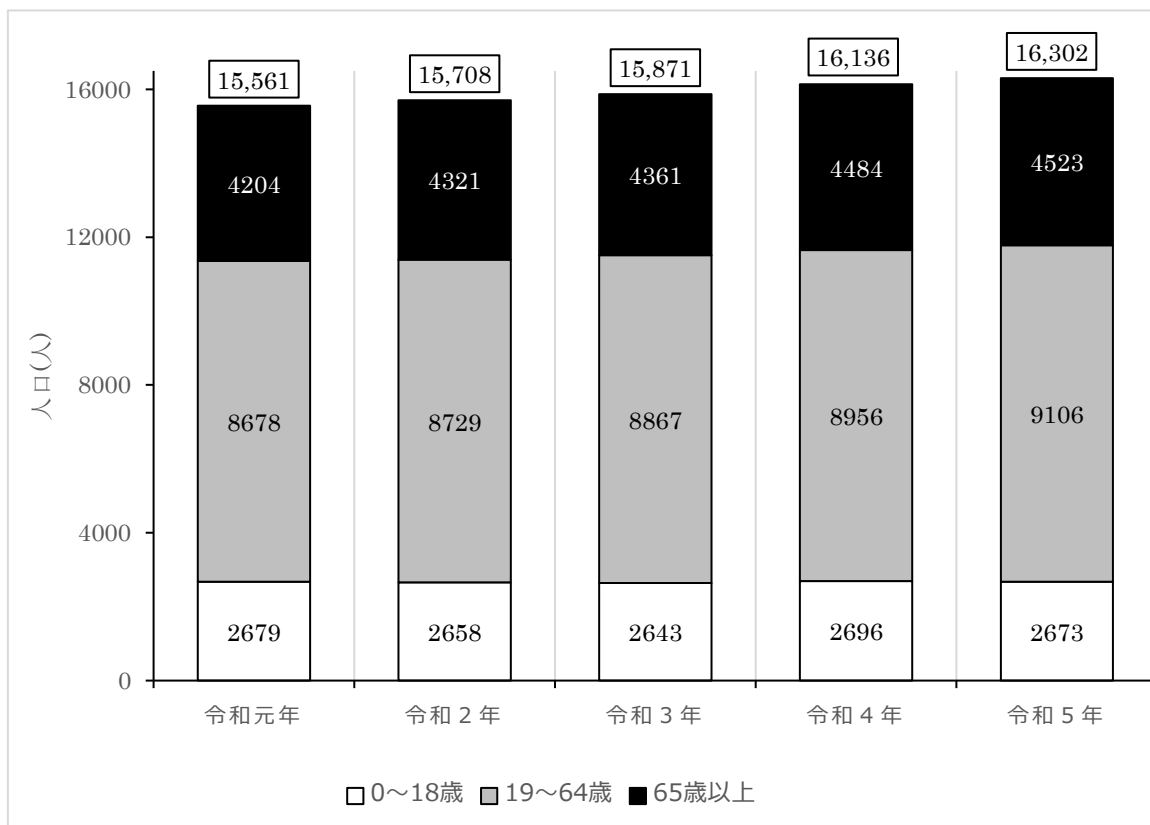
内訳をみると、0～18歳の割合は減少し、19～64歳の割合はほぼ横ばい、65歳以上の割合が増加しており、高齢化が進行している状況です。

【人口の推移】

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	15,561	15,708	15,871	16,136	16,302
0～18歳	2,679 (17.2%)	2,658 (16.9%)	2,643 (16.7%)	2,696 (16.7%)	2,673 (16.4%)
19～64歳	8,678 (55.8%)	8,729 (55.6%)	8,867 (55.9%)	8,956 (55.5%)	9,106 (55.9%)
65歳以上	4,204 (27.0%)	4,321 (27.5%)	4,361 (27.5%)	4,484 (27.8%)	4,523 (27.7%)

(各年4月1日現在)





## 2 障がい者の状況

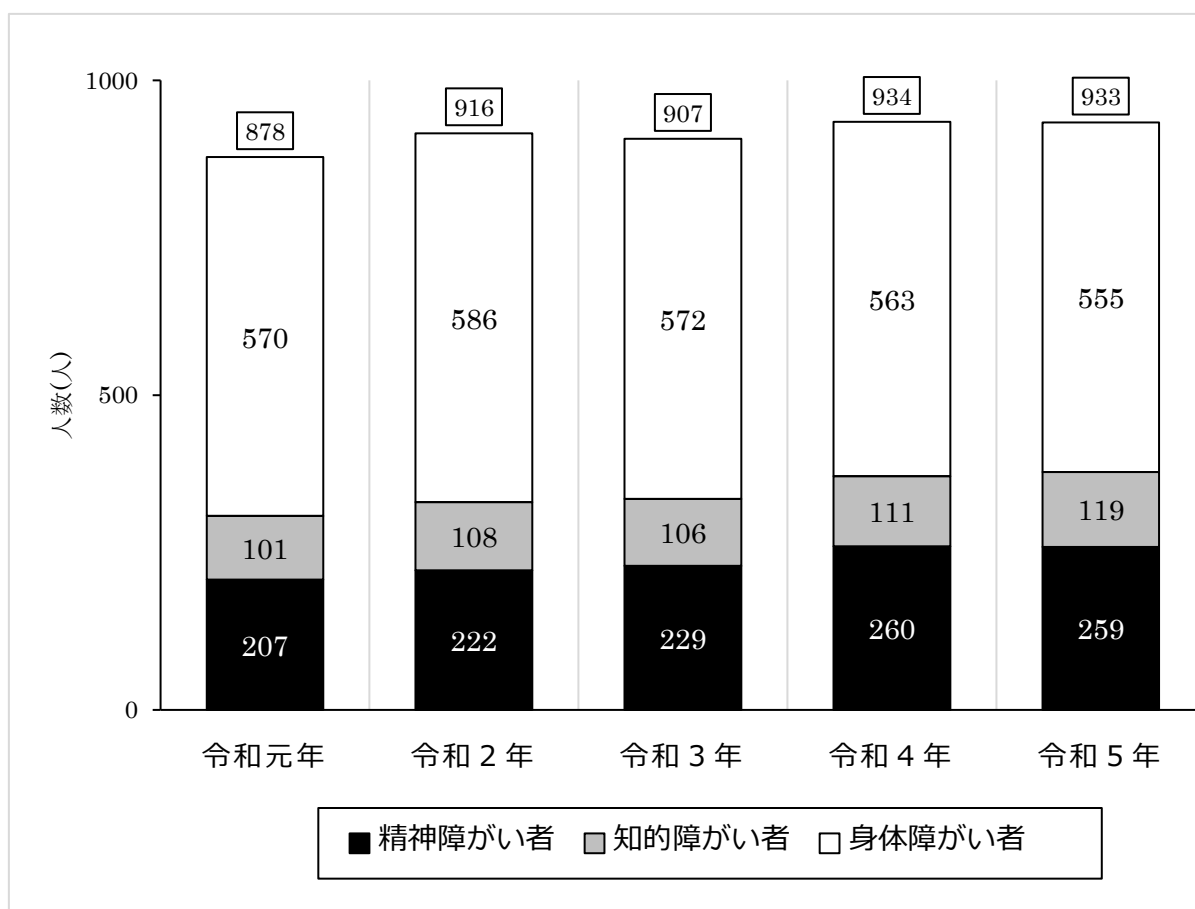
令和元年から令和5年にかけて障がい者の状況をみると、身体障がい者の人数は微減していますが、知的障がい者・精神障がい者の人数は増加傾向であり、全体数では年々増加しています。人口に占める割合は約5～6%であり、ほぼ一定となっています。

【総人口、障がい者総数の推移】

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	15,561	15,708	15,871	16,136	16,302
障がい者総数	878	916	907	934	933
身体障がい者	570	586	572	563	555
知的障がい者	101	108	106	111	119
精神障がい者	207	222	229	260	259
人口に占める割合	5.6%	5.8%	5.7%	5.8%	5.7%

(各年4月1日現在)



(1) 身体障がい者の状況

(1-1) 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

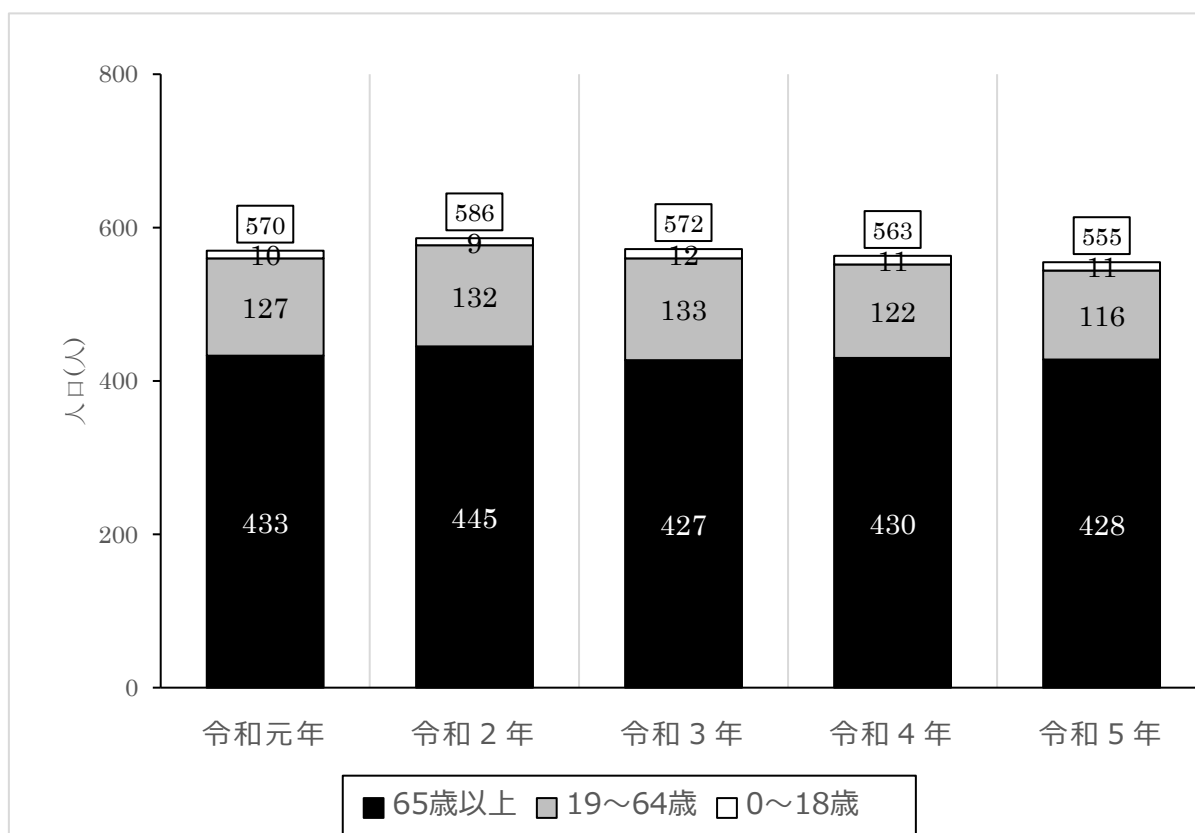
身体障害者手帳所持者は、全年齢でほぼ横ばいの状態が続いています。割合については、身体障害者手帳所持者のうち70%以上が65歳以上となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	570	586	572	563	555
0～18歳	10 (1.7%)	9 (1.5%)	12 (1.9%)	11 (2.0%)	11 (2.0%)
19～64歳	127 (22.3%)	132 (22.5%)	133 (22.8%)	122 (21.6%)	116 (20.9%)
65歳以上	433 (76.0%)	445 (76.0%)	427 (75.3%)	430 (76.4%)	428 (77.1%)

(各年4月1日現在)



(1-2) 身体障害者手帳所持者の等級別割合と障がい種別人数の推移

等級別割合をみると、1級、3級、4級が占める割合が高くなっていることが分かります。

障がい種別では、肢体不自由が減少傾向であるのに対し、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、内部障がいは増加傾向となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級別割合】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
令和5年	20.3%	14.1%	18.7%	27.6%	5.2%	14.1%

(4月1日現在)

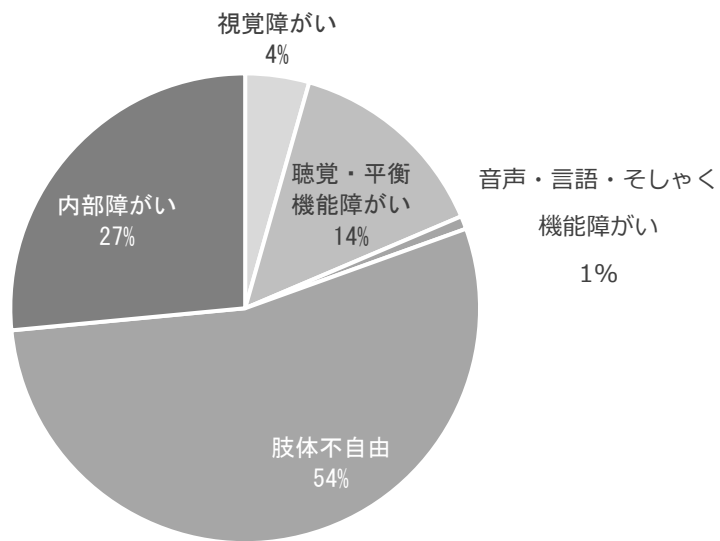
【身体障害者手帳所持者の障がい種別人数の推移】

(単位:人)

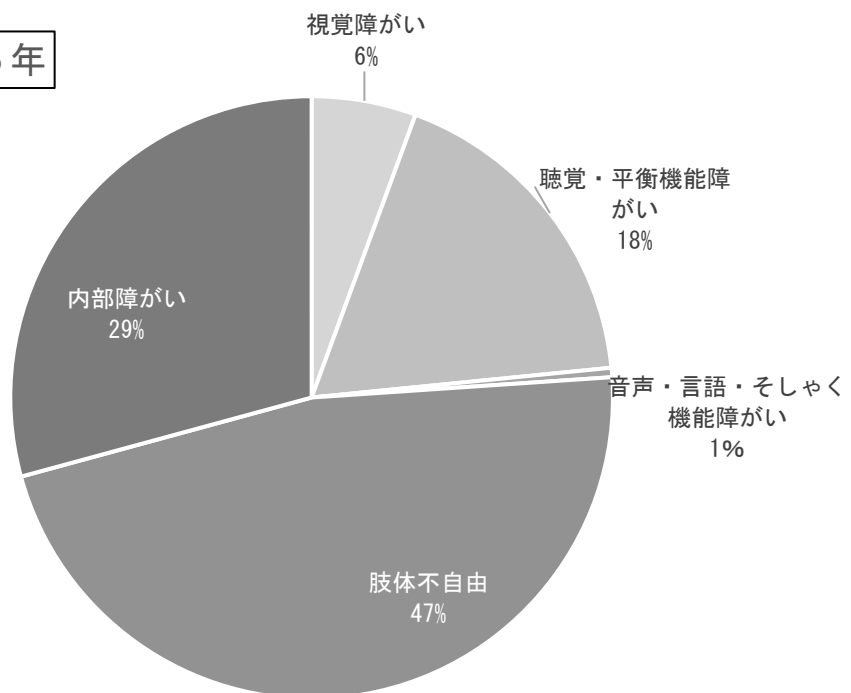
区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	25 (4.4%)	23 (3.9%)	26 (4.5%)	27 (4.8%)	31 (5.6%)
聴覚・平衡機能障がい	81 (14.2%)	87 (14.9%)	89 (15.6%)	95 (16.9%)	99 (17.9%)
音声・言語・そしゃく機能障がい	5 (0.9%)	3 (0.5%)	3 (0.5%)	3 (0.5%)	3 (0.5%)
肢体不自由	308 (54.0%)	302 (51.5%)	295 (51.6%)	281 (49.9%)	260 (46.9%)
内部障がい	151 (26.5%)	171 (29.2%)	159 (27.8%)	157 (27.9%)	162 (29.2%)
合計	570	586	572	563	555

(各年4月1日現在)

令和元年



令和5年



(2) 知的障がい者の状況

(2-1) 年齢別療育手帳所持者数の推移

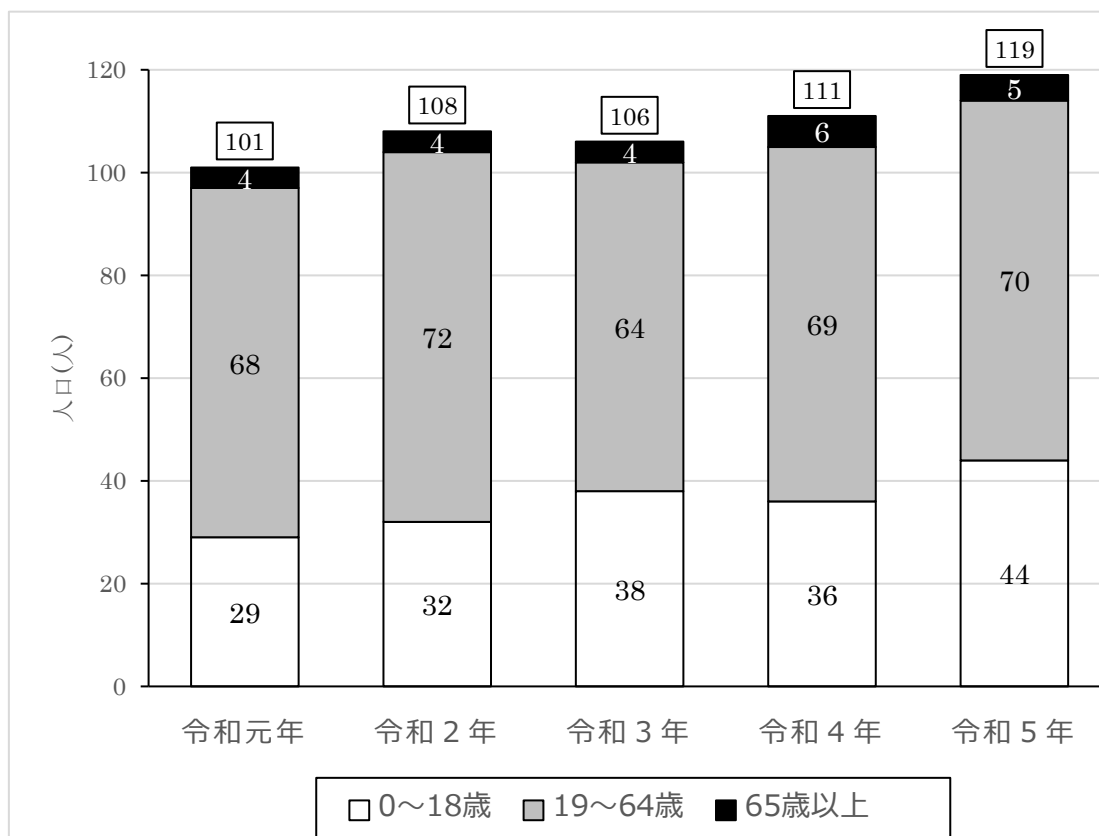
療育手帳所持者は 19～64 歳で最も多く、65 歳以上で最も少ない状況となっています。総数をみると、令和3年～令和5年にかけて増加傾向であり、0～18 歳と 19～64 歳で増加しています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	101	108	106	111	119
0～18 歳	29 (28.7%)	32 (29.6%)	38 (35.8%)	36 (32.4%)	44 (37.0%)
19～64 歳	68 (67.3%)	72 (66.7%)	64 (60.4%)	69 (62.2%)	70 (58.8%)
65 歳以上	4 (4.0%)	4 (3.7%)	4 (3.6%)	6 (5.4%)	5 (4.2%)

(各年 4 月 1 日現在)



(2-2) 療育手帳所持者の判定別人数の推移

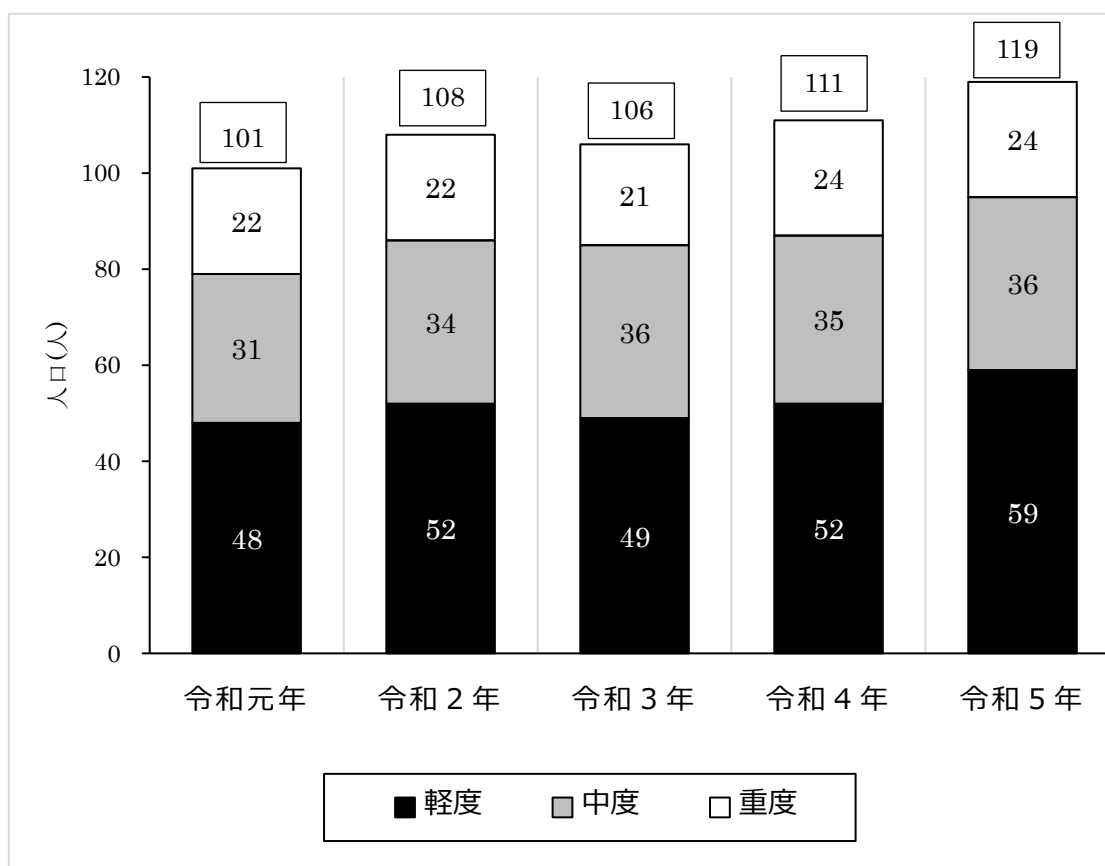
療育手帳所持者の等級は、重度、中度の人数がほぼ一定である一方、軽度は増加傾向となっていることがわかります。毎年度、軽度が最も多く、次いで中度、重度と続いている状況です。

【療育手帳所持者の判定別人数の推移】

(単位:人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度	22 (21.8%)	22 (20.4%)	21 (19.8%)	24 (21.6%)	24 (20.2%)
中度	31 (30.7%)	34 (31.5%)	36 (34.0%)	35 (31.5%)	36 (30.3%)
軽度	48 (47.5%)	52 (48.1%)	49 (46.2%)	52 (46.9%)	59 (49.5%)
合計	101	108	106	111	119

(各年4月1日現在)



(3) 精神障がい者の状況

(3-1) 年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

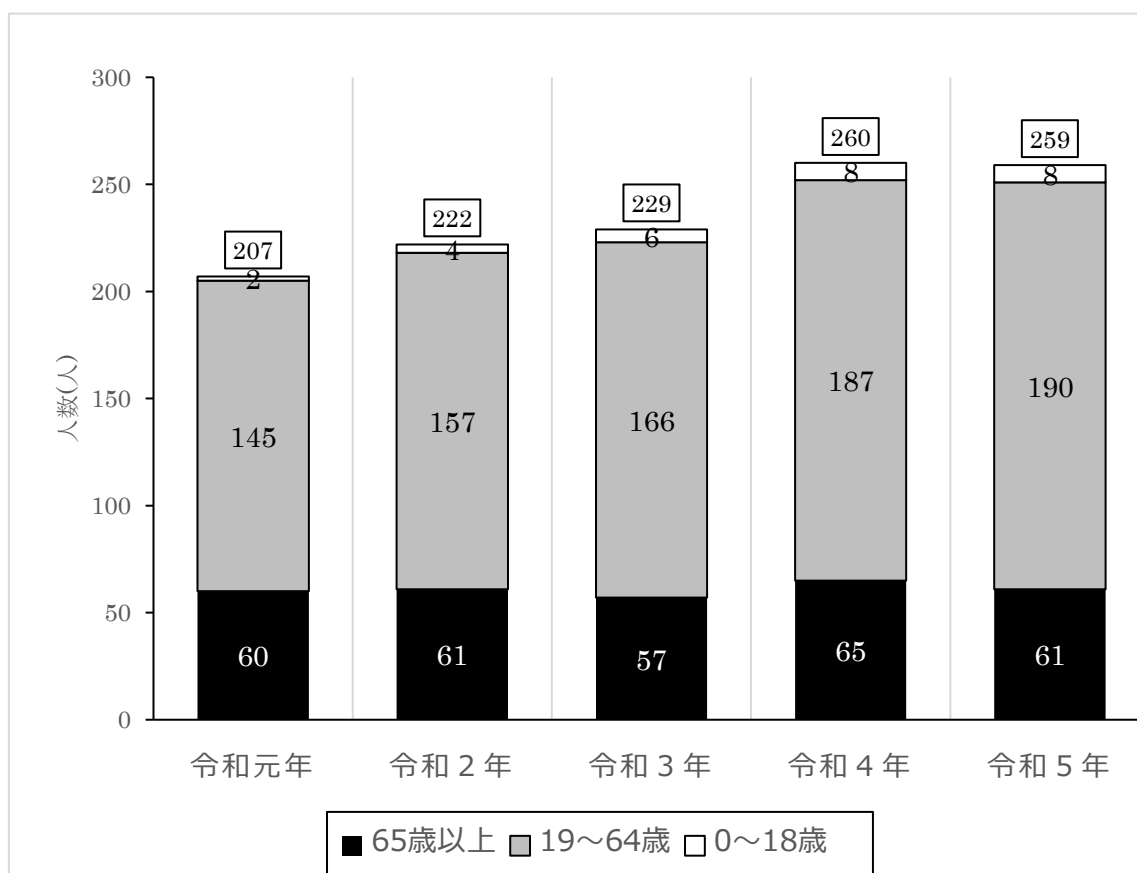
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、19～64歳で最も多く、次いで65歳以上と続きます。総数は、特に19～64歳の人数が増加している傾向です。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

(単位:人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	207	222	229	260	259
0～18歳	2 (1.0%)	4 (1.8%)	6 (2.6%)	8 (3.1%)	8 (3.1%)
19～64歳	145 (70.0%)	157 (70.7%)	166 (72.5%)	187 (71.9%)	190 (73.4%)
65歳以上	60 (29.0%)	61 (27.5%)	57 (24.9%)	65 (25.0%)	61 (23.5%)

(各年4月1日現在)



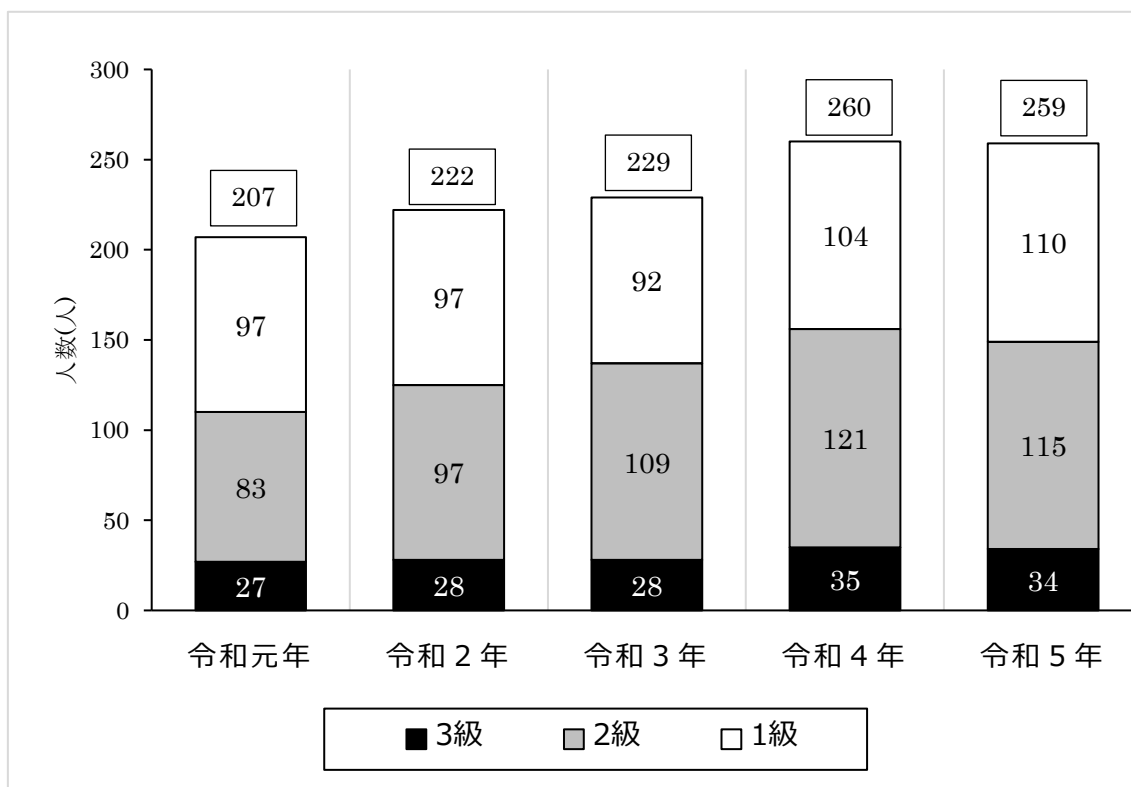
(3-2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数については、手帳所持者の増加に伴い、各等級で増加しています。令和元年までは1級所持者が最も多く、令和2年からは2級所持者が最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移】 (単位:人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	97 (46.9%)	97 (43.7%)	92 (40.2%)	104 (40.0%)	110 (42.5%)
2 級	83 (41.0%)	97 (43.7%)	109 (47.6%)	121 (46.5%)	115 (44.4%)
3 級	27 (13.1%)	28 (12.6%)	28 (12.2%)	35 (13.5%)	34 (13.1%)
合計	207	222	229	260	259

(各年 4 月 1 日現在)





### (3-3) 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者は、年々増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数同様に、今後も受給者の人数は増加することが予想されます。

#### 【自立支援医療(精神通院)受給者】 (単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年
受給者	310	317	324

(各年4月1日現在)

### (4) 難病患者の状況

難病患者の医療給付受給者は、令和3年から令和5年までで7人増加しています。

#### 【難病患者の医療費給付受給者】 (単位:人)

	令和3年	令和4年	令和5年
受給者	125	131	132

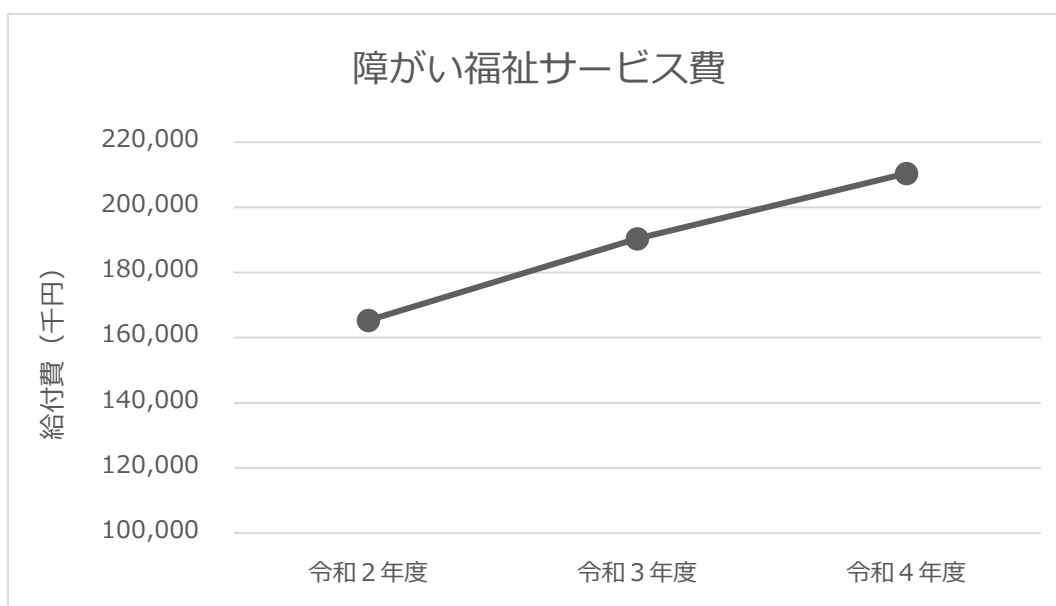
(各年4月1日現在)

(5) 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス支給決定者数、給付費の状況

令和4年度中の障がい福祉サービス支給決定者数は令和2年度から令和4年度にかけて4名増、給付費は約1.3倍となっており、今後も精神障害保健福祉手帳所持者や療育手帳所持者の増に伴い、通所サービスで給付費は増加していくと考えられます。

【障がい福祉サービスの推移】

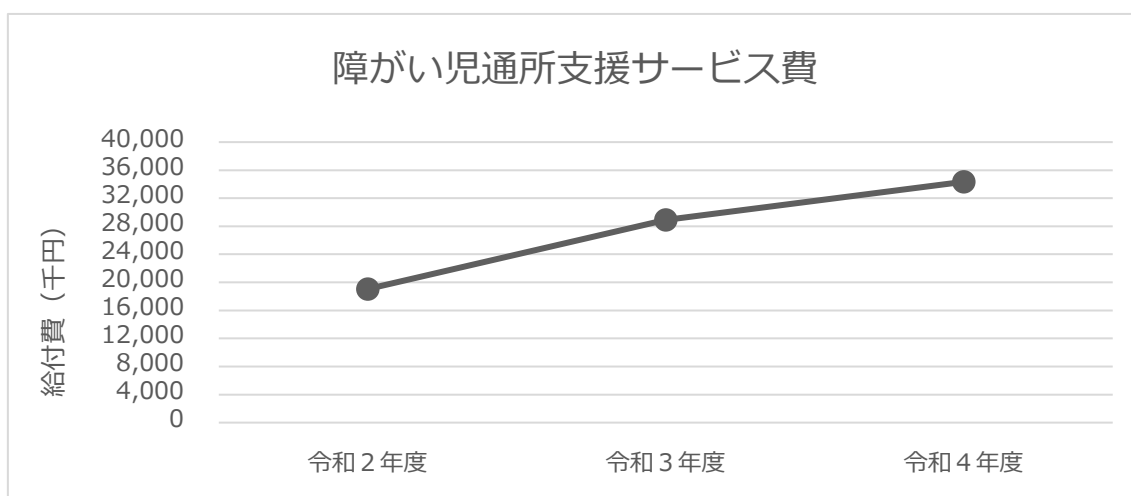
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者(人)	93	93	97
給付費(千円)	165,300	190,421	210,403



令和2年度から令和4年度までの障がい児通所支援サービス支給決定者数は年々増加し、給付費は約1.8倍となっており、今後も増加していくと考えられます。

【障がい児通所支援サービス推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者(人)	36	42	48
給付費(千円)	19,051	28,894	34,339



(6) 障がい児の就学・療育・乳幼児健診状況（前回計画策定時との比較）

町内に居住する御代田小中学校の特別支援学級、小諸養護学校への就学状況は表のとおりとなっており、いずれも増加しています。

	令和2年	令和5年
御代田南・北小学校	27人	33人
御代田中学校	17人	24人
小諸養護学校	8人	12人

（各年5月1日現在）

町内保育園における保育士の加配配置児童数は表のとおりとなっており、5人増加しています。

	令和2年	令和5年
加配配置児童数	10人	15人

（各年4月1日現在）

3歳児健康診査で要精密検査と診断された児童は表のとおりとなっており、1人減少しています。

	令和元年度	令和4年度
要精密検査児童数	19人	18人

(7) 手当受給者の状況（前回計画策定時との比較）

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当受給者は表のとおりとなっており、特別児童扶養手当受給者の人数は増加傾向となっています。

	令和2年	令和5年
特別児童扶養手当	61人	80人
障害児福祉手当	5人	3人
特別障害者手当	14人	9人

（各年4月1日現在）

---

## 第3章 障がい者福祉の課題と施策

---

### 1 基本理念と基本目標

---

#### 1-1 基本理念

前計画では基本理念を「障がいのある方もない方も分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とし、障がいのある方が地域社会の中で主体性をもって社会活動に参加し、その能力が十分に発揮できるよう必要なサービス施策を推進していくことを目指してきました。

本計画においても、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を目指し、前計画で掲げた基本理念を踏まえ、「障がいのある方もない方もお互いを尊重し、つながり、支え合い、共生する社会の実現」を基本理念とします。

#### 1-2 基本目標

##### ① 相互理解と支え合いのまちづくり

障がいのある人とない人がお互いを理解し、支え合うまちづくりを目指すにあたって、まずは、障がいや障がいのある人のことを知り、日ごろから関わる機会を持つことが重要と考えられます。そのため、障がいに関わる啓発や幼いころからの福祉教育、差別解消の取り組みなどの充実を図っていきます。また、障がいのある人が地域で暮らし支え合うために必要な情報・コミュニケーション支援の充実などを進めていきます。

##### ② 安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、安定した生活基盤や生活を支える各種サービスを充実するとともに、防災対策を推進し、災害時などにおいても適切な支援を活用できる環境を整えることが必要です。

また、近年、障がいのある人やその家族が抱える問題は多様化・複雑化してきています。そのため、適切な相談支援・障がい福祉サービス事業所の基盤整備を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

### ③ いきいきと暮らせるまちづくり

自らのライフスタイルを主体的に選択し、生きがいのある人生を送るためには、一人ひとりに合った環境をつくることが重要と考えられます。そのため、障がいのある子どももの保育・教育では、ライフステージごとに最良の支援となるよう、関係者がスムーズに切れ目なく連携できる体制の確保を図っていきます。

また、障がいの有無に関わらず、健康づくりへの取り組みやスポーツや文化芸術活動などの社会参加に関する取り組みを促進していきます。

## 2 今後取り組む施策

基本理念	障がいのある方もない方もお互いを尊重し、つながり、支え合い、共生する社会の実現
------	---

基本目標	番号	今後取り組む施策
① 相互理解と支え合いのまちづくり	(1)	障がいへの理解と交流の推進
	(2)	障がい者差別の解消・権利擁護の推進
	(3)	意思疎通支援事業の充実
② 安心して暮らせるまちづくり	(1)	生活基盤の安定・相談支援体制の充実
	(2)	防災対策の充実
	(3)	療育・保育・教育の充実
③ いきいきと暮らせるまちづくり	(1)	就労支援の充実
	(2)	保健・医療サービスの充実
	(3)	スポーツ・文化芸術活動の振興

### ① 相互理解と支え合いのまちづくり

#### (1) 障がいへの理解と交流の推進

○障がいの有無にかかわらず、共に生活を送っていくためには、町民が障がいに対する正しい理解や知識を持つ必要があります。

○20～64歳の障がいのある方を対象に行ったアンケート結果では、障がいに対する町民の理解を深めるために、広報活動や、交流活動等が必要であるとの意見がありました。

施策	内容
広報紙等の活用	みよた広報やまゆりや、町公式ホームページに障がい福祉に関する記事を掲載することで、町民の障がいに対する正しい理解の促進を図ります。

施 策	内 容
障害者週間の活用	障害者週間（12月3日～9日）におけるみよた広報やまゆりへの記事掲載やポスター提示、リーフレットの配布等により、町民の障がいに対する正しい理解の促進を図ります。
ヘルプマーク、ヘルプカード、障がい者に関するマークの周知	ヘルプマークやヘルプカードは、障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方が困っている場合、見かけた周囲の人たちが声をかける等の行動ができるよう、一層の周知啓発に努めていきます。また、その他の障がい者に関するマークについても周知の徹底を図ります。
学校教育における障がい理解教育の推進	例年、小中学校において点字の授業等を実施しています。今後も、継続し授業を実施することで、子どもたちの障がいに対する理解を深めていきます。また、障がい者スポーツであるボッチャの体験会等を実施することで、障がい者スポーツに対する関心、理解を深めていきます。
ボランティア団体や障がい者団体等への支援	ボランティア団体や障がい者団体等が、障がいのある方に対する理解の促進を目的とした啓発、広報活動行事に補助をしていく等、継続して支援していきます。
障がいがある方とない方の交流	すでに開催されている、町社会福祉協議会が主催するふれあい広場やまゆり祭などで障がいのある人とない人とが交流できる機会であることを周知し、理解の促進を図ります。

## (2) 障がい者差別の解消・権利擁護の推進

- 障がいの有無に関わらず、人権が尊重され、権利が守られることが必要です。
- 企業や障がい者施設での障がいのある方に対する虐待等も社会問題となっています。障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されますので、障がい者差別の防止や合理的配慮の提供について、一層の普及啓発を図ることが必要です。このことから改めて、障がいのある方への虐待や差別の禁止、合理的配慮の提供呼びかけ等を積極的に行っていく必要があります。
- 障がいのある人の権利擁護を推進するため、さく成年後見支援センターや佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知、利用促進のほか、障がい者差別解消や虐待の早期発見・防止を図る必要があります。



〇20～64歳の障がいのある方を対象としたアンケート結果では、「障がいがあることで困ったり嫌な思いをしたりしたことはありますか」という質問に対し、62%の方が「ある」と回答しました。このことから、障がい者の方の権利擁護等について、周知・啓発活動を進めていく必要があります。

施 策	内 容
障がい者虐待、障がい者差別解消、合理的配慮提供の推進	障がい者虐待、障がい者差別解消及び合理的配慮の提供等に関して、佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、町民や企業、事業所等へ周知・啓発活動に努めていきます。
日常生活自立支援事業等の利用促進	判断能力が十分でない障がいのある人などの日常生活を援助するため、御代田町社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用の促進を図ります。
権利擁護に関する周知・啓発	契約の代行や財産の管理を通じて、障がいのある人の権利を守るための「成年後見制度」について、周知と利用促進を図っていきます。

#### 【成年後見制度について】

障がいのある方の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障がい、精神障がいのある方、高齢者等の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。町では、制度利用に係る申立費用の助成とともに、成年後見人等への報酬助成を実施してきたところです。

佐久圏域では、平成28年度より成年後見に関わる相談業務及び法人後見業務等を佐久市社会福祉協議会が受任し、「さく成年後見支援センター」を運営しています。このため、成年後見に関わる「一次相談窓口」を町保健福祉課が担い、専門的な「二次相談窓口」はセンターが担っています。

また、さく成年後見支援センター業務の事業・運営に関わること、公平・公正及び専門性の確保のための運営協議会の事務局を佐久広域連合（さく成年後見支援センター委託者）が担っています。

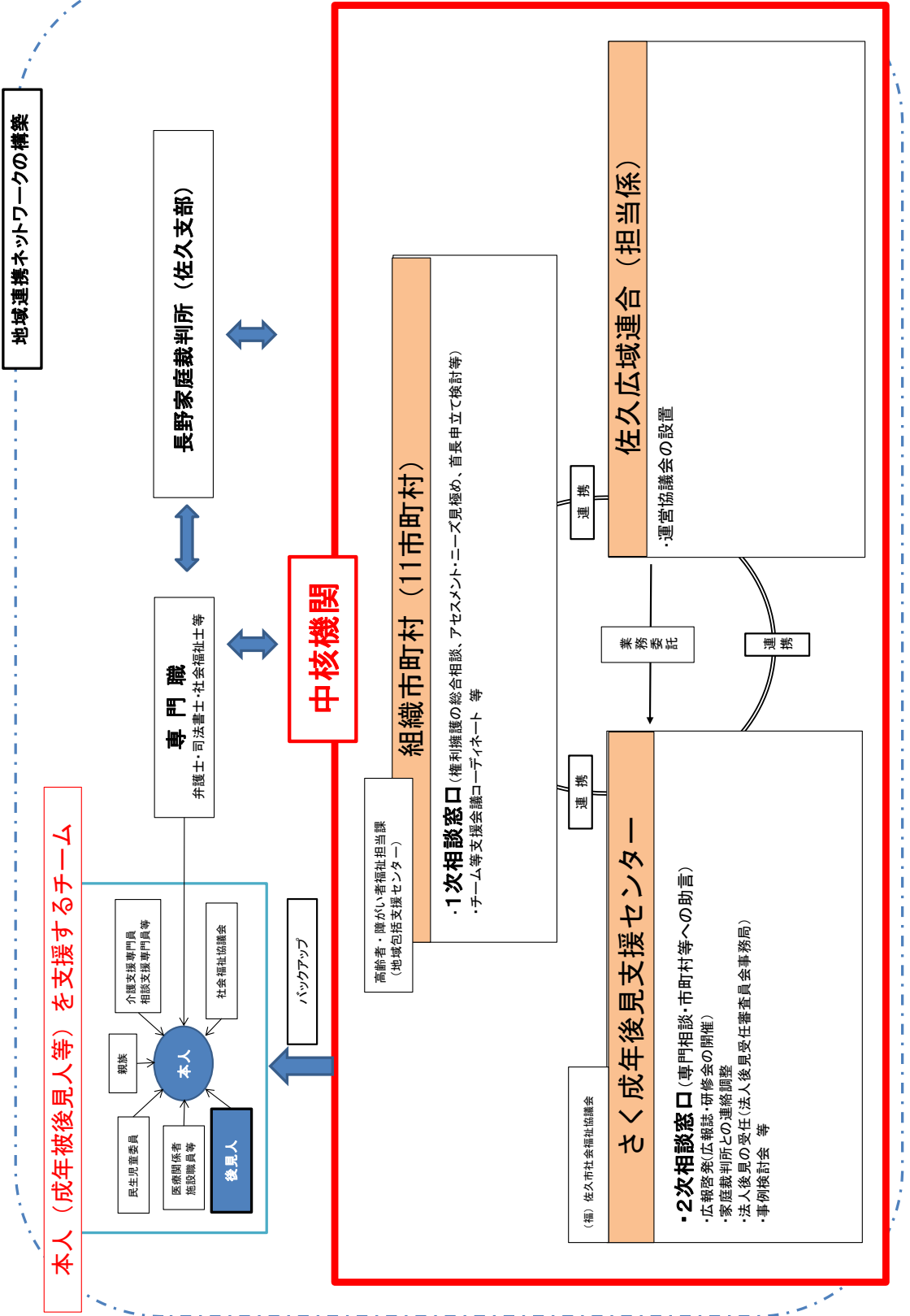
このことから、国の定める「中核機関の整備」につきましては、既に構築されている仕組みを活かして、広域整備による「直営プラス一部委託方式」とし、令和3年4月1日から設置しています。役割分担表、イメージ図は次のページのとおりです。

## 成年後見制度役割分担表

中核機関に求められている機能・役割		新規機能	主に機能を担う中核機関	
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、進捗管理・コーディネート等を行う。		中核機関の共通事項 (各機関が連携し体制整備を担う)	
事務局機能	地域における「協議会」を運営する。		佐久広域連合(運営協議会) さく成年後見支援センター(事例検討会)	
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。			
	↓	広報・啓発相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	さく成年後見支援センター
			2 明確な相談窓口	一次相談窓口(市町村、地域包括C等) 二次相談窓口(さく成年後見支援センター)
	①権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	一次相談窓口(市町村、地域包括C等)
			4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)	一次相談窓口(市町村、地域包括C等) ※「支援困難ケース」は二次相談窓口である さく成年後見支援センターとケース会議等により情報共有し検討する
			5 日自支援事業等からの移行検討	さく成年後見支援センター
			6 任意後見監督人選任の助言	● (段階的に検討)
	②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	7 申立て(家族等)に係る相談・支援	さく成年後見支援センター
			8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討	● (段階的に検討) ※候補者となる団体と協議の場の設置
			9 市民後見人の育成・活動支援	● (段階的に検討)
	③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	一次相談窓口(市町村、地域包括C等)
			11 親族後見人等への相談窓口	さく成年後見支援センター
			12 家庭裁判所との連絡調整	さく成年後見支援センター
			13 報告書類等作成支援	● さく成年後見支援センター

## 佐久圏域における中核機関のイメージ図

広域エリアのため既存の機能を活かし、3機関（市町村担当窓口・さく成年後見支援センター・佐久広域連合）の役割分担の明確化と連携促進により中核機関として位置付ける



### (3) 意志疎通支援事業の充実

- 障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を十分に取得・利用するとともに、円滑に意志疎通を図ることができることが必要です。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法第49号）の施行を受け、情報のバリアフリー化が求められています。
- 障がいのある方の情報アクセシビリティを向上させ、十分な情報の取得・利用ができるよう、障がい特性に応じた情報機器の給付を拡充させるなどの環境整備を進めるとともに、ICTなどのデジタル技術の利活用の検討が必要です。また、円滑な意思疎通支援を行うため、手話通訳者や要約筆記者などの支援者を確保していく必要があります。
- 20～64歳の障がいのある方を対象としたアンケート結果では、障がい福祉施策に対し重点的に取り組んでほしいこととして、緊急時の連絡手段の確保を上げている方も多くいました。このことから、障がい特性に応じた情報提供の支援等を進めていく必要があります。

施策	内容
意思疎通支援をする人材の確保と養成	<ul style="list-style-type: none"><li>・長野県や佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の人材の養成等の取り組みを推進します。</li><li>・みよた広報やまゆりで障がい特性に応じたコミュニケーション手段の普及・啓発を行います。</li></ul>
情報機器の利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活用具給付事業を始めとする補助事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、障がい特性に応じた情報機器の給付を行います。</li><li>・市町村と県による協同電子図書館（デジとしょ信州）の一環である視覚障害者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー」の利用促進を図ります。</li></ul>

## ② 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 生活基盤の安定・相談支援体制の充実

○生活基盤の安定のため、各種制度の利用促進を図る必要があります。

○20～64歳の障がいのある方を対象としたアンケート結果では、障がい福祉施策に対し、重点的に取り組んでほしいこととして、困ったとき、悩んだときの相談窓口の充実、就労継続支援等の就労施設の整備をあげることが多くいました。また、20歳未満を対象としたアンケートでは、お子さんの学校卒業後に通えるような施設の整備、放課後等デイサービス利用のニーズが高いことがわかりました。このことから、相談支援の充実、障がい福祉サービス事業所の基盤整備を進めていく必要があります。

また、外出時に困ることとして、必ず介助者が必要、自家用車がない、運転ができない、公共交通機関が少ない、症状の悪化があると回答している方が多くいました。

○障がいのある方が安心して暮らしていけるよう、道路や施設のバリアフリー化を推進していきます。

○各種サービスの案内をまとめた障がい福祉のしおりの改良など、障がいのある方が知りたいサービスをすぐを知ることができるよう努めていきます。

施 策	内 容
障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、当町における日中活動系サービス提供事業者はやまゆり共同作業所、GENKIの2か所のみであり、障がい福祉サービス事業所の基盤整備が必要であると考えられます。そのため、身近な地域で障がい福祉サービスを利用できるよう、特に日中活動系サービス事業所の基盤整備の検討をしていきます。</li> <li>・事業所連絡会において、佐久広域連合障害者相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等と、地域における課題などについて協議し、地域の状況に応じたサービスの提供体制の整備や関係機関のネットワークの強化を図ります。</li> </ul>
障がい児通所支援サービスの充実	<p>現在、当町における放課後等デイサービス事業者は、基準該当事業所であるやまゆり共同作業所と親子支援センターハンナです。児童発達支援利用者が増加しているため、今後放課後等デイサービス利用のニーズが高まってくると考えられます。そのため、放課後等デイサービス事業所の基盤整備の検討をしていきます。</p>

施 策	内 容
在宅生活支援の充実	障がいのある方が住み慣れた地域で生活が維持していけるよう、福祉、障がい福祉サービス事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、更なる協力体制の整備をしていきます。
病院からの地域生活移行の支援	精神障がいによる長期入院が全国で課題となっています。そのため、精神障がい者の地域移行に向けて、入院中の早い段階から退院に向けた移行支援を行うなど、保健、医療、福祉等との連携強化を図っていきます。
有償生活支援サービスの利用促進	障がい福祉サービスでは賄いきれない日常生活への援助を必要とする在宅の障がい者（児）の方に対して、ええっこ（住民共助有償生活支援サービス）・ファミリーサポートセンター（児童の送迎等）・シルバー人材センター等有償生活支援サービスの利用も検討し、提案していきます。
福祉のしおりの改良	各種サービスの案内をまとめた障がい福祉のしおりを毎年見直し、障がいのある方にとってより分かりやすいしおりになるよう改良していきます。
町単独助成事業の継続	医療費の助成制度である福祉医療費制度や、透析や障がい福祉サービス事業所への交通費等の補助金制度を今後も維持していけるよう努めていきます。
民生児童委員の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更に民生児童委員活動の充実を図り、地区で有事があった場合に連携を取り対処していくように努めていきます。</li> <li>・地域の実情を把握している民生児童委員と協力し、障がいのある方の潜在的ニーズの把握に努めていきます。</li> </ul>
移動支援の充実	屋外における移動が困難な視覚障がいや知的障がいのある方等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実と活用促進を図っていきます。
住環境の整備・改善	身体障がいに対応した住宅改修等の環境整備を支援するため、住宅改修費助成制度を今後も継続していきます。
町内施設のバリアフリー化	道路や町内施設のバリアフリー化に今後も継続して取り組んでいきます。

施 策	内 容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身近な地域で障がいのある方が自立した生活を送るためには、障がいのある方個々のニーズに応じた相談支援や適切な障がい福祉サービス、関係機関につなげていくことが重要です。そのため、障がいのある方の一般的な相談窓口である町福祉係と総合的な相談支援を行う中枢機関である基幹相談支援センター（佐久広域連合障害者相談支援センター）や、特定相談支援事業所等と連携を取りながら、チームで障がいのある方の支援をしていきます。</li> <li>• 町内相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の資格取得を推進していきます。</li> <li>• 近年、増加している医療的ケア児者の相談支援に対応するため、引き続き、基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児者に関するコーディネーターの配置を行います。</li> <li>• 精神障がいのほかに精神保健に課題を抱える方への相談支援体制の整備を図ります。</li> </ul>
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• タクシー運賃の助成券である福祉タクシー券の広報に努めていきます。</li> <li>• 介助が必要な方へは福祉有償運送の利用を提案していきます。</li> <li>• 障がいのある方の透析のための交通費等の補助金を今後も継続して提供していけるように努めていきます。</li> <li>• 身体に障がいがあり、手動アクセルなど自動車の改造をすることで社会参加が見込まれる場合に、改造費の補助金を提供できる体制を今後も継続していきます。</li> </ul>

## (2) 防災対策の充実

○アンケート結果では、障がいのある方の約 83.4%の方は、近所とのお付き合いが「顔を合わせたときにあいさつをする程度」、及び「ほとんど付き合いがない」と回答しており、ひとり暮らしや家族が不在の場合に、近所に助けてくれる人はいないと4割の方が回答しています。このことから、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、防災対策の強化をしていく必要があります。

施 策	内 容
防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の要配慮者をまとめた避難行動要支援者名簿の作成を今後も継続していくことに加え、名簿の運用方法について各関係機関と協議を進め、災害に備えていきます。</li> <li>・各地域において、町社会福祉協議会や区と連携し、災害時支え合いマップや個別避難計画の作成を進めていきます。</li> <li>・災害時の避難場所等における避難者の生活環境や障がい特性に応じた情報伝達のあり方を検討していきます。</li> </ul>

### (3) 療育・保育・教育の充実

○子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしていけるよう、乳幼児健康診査で要精密検査等課題がみられた場合等に、保健医療、福祉、教育などの関係機関と密に連携を取りあい、児童発達支援の早期利用等の促進に努めていきます。

施 策	内 容
発達障がい等の早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やかな成長支援を目的とした乳幼児健康診査及び健康教室等の母子保健事業において、早期に発達支援が必要なお子さんには病院の受診や療育を勧めるなど、保健師との連携の下、適切に支援していきます。</li> <li>・教育、保健、医療、福祉など関係機関と緊密な連携をし、発達に課題が見られたお子さんには、乳幼児から中学校まで一貫した相談支援を提供していきます。</li> <li>・近年、増加している医療的ケア児の相談支援に対応するため、基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を進めていきます。</li> </ul>
障がい児保育の推進	町内保育園において、障がい児の受入態勢を充実させ、保育士の加配配置等も含め適切な保育提供体制を進めていきます。
特別支援教育の推進	小中学校において、障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教職員とともに個々の生徒のニーズに応じた特別支援教育を提供していきます。
学校教育における障がい理解教育の推進	小中学校において障がいに対する正しい知識を得るために、目や耳、手足の障がいや発達障がい等について、障がい理解のための学習を実施しています。今後も、継続して学習を実施することで、子どもたちへの障がいに対する理解を深めていきます。



### ③ いきいきと暮らせるまちづくり

#### (1) 就労支援の充実

○20～64歳アンケート結果では、仕事をしていない障がいのある方は約41.6%となっており、病気や障がい等のため仕事をしなくてもできない方が多くいることが分かりました。

また、仕事をしている方で、多くの方が仕事での体調の変化や対人関係等で不安を抱えていることが分かりました。

○障がい者の法定雇用率の引き上げや、精神障がい者の雇用の義務化等の法改正を受け、一般企業においても障がい者雇用への対応が迫られています。

○障がい福祉サービスを提供する近隣の事業所は増加し、福祉的就労の場が拡大していますが、事業所の定員には余裕がない状況が続いており、福祉的就労の場の拡充が必要です。

○一般就労に移行し、さらに就労後の支援を行っていくためには町、障がい福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業等が今後も密に連携していくことが必要となってきます。

施策	内容
ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある方の一般就労に向けて、ハローワークが持つ相談窓口や支援体制などの機能を活用し支援していきます。</li><li>・障害者就業・生活支援センターと連携し、一般就労を希望する障がいのある方の相談や、一般就労中の方の就業に関する相談全般の支援をしていきます。</li></ul>
就労支援サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般就労や福祉的就労を目指す方で、就労支援サービスの利用を希望する障がいのある方へは、関係機関との連携の下、本人にあった事業所につながるよう支援していきます。</li><li>・障がいのある方の働く意欲や工賃の向上につながるよう、障がい者就労施設などから優先的な物品などの調達に努めるとともに、自主製品の販路拡大のため、出店の機会の確保や町ホームページ等での製品紹介などを行います。</li></ul>
就労障がい者のアフターケア	一般就労した障がいのある方が継続して就労できるよう、ジョブコーチ制度や就労定着支援サービスを積極的に活用していきます。

## (2) 保健・医療サービスの充実

- 健康診査の受診率の向上や生活習慣病予防を目的とした町の事業を活用し、町全体で健康維持に取り組めるよう、町民への情報提供や保健、医療、福祉、介護との連携を深めていく必要があります。
- 身体障がい の主な原因は後天性疾患によるものが多くなっています。これらを防ぐために町で開催されている介護予防教室等を活用し、フレイルの予防をしていく必要があります。
- 20～64 歳のアンケート結果では、障がい福祉施策に対し重点的に取り組んでほしいこととして、医療費の負担軽減をあげる方が最も多くなっており、今後も障がいのある方の医療費の負担軽減に向けた施策を実施していく必要があります。

施策	内容
健康づくりの推進	生活習慣病予防事業として、健康診査や各種がん検診の受診勧奨の実施、人間ドックの補助金申請等の推進をしていきます。また、乳幼児健康診査の未受診者には、受診勧奨を行い状況把握と健やかな成長支援を継続します。
介護予防教室の活用	フレイル予防を目的とした介護予防教室等を活用することで、身体障がい の主な原因である後天性疾患の予防につなげます。
医療費の助成	当町では、県内市町村と比較すると、福祉医療費制度（医療費助成制度）の対象となる障がい等級の範囲を広くしています。今後も、制度の維持を努めながら、障がいのある方の医療費負担軽減を図っていきます。

## (3) スポーツ・文化芸術活動の振興

- 障がいのある方が地域で生きがいをもって生活を送れるよう、スポーツ、文化芸術など様々な活動に参加しやすい環境づくりの促進が必要です。
- 障がいのある方の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会や障がい者向けの文化活動講座などの情報の周知を行うとともに、体育施設などのバリアフリー化など活動に参加しやすい環境を整備していくことが必要です。

施 策	内 容
スポーツ活動などへの支援による社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長野県や障がい者団体などと連携し、障がい者スポーツ大会などにより多くの障がいのある方が参加できるよう支援し、スポーツを通じて障がいのある人の社会参加を促進します。</li> <li>• 障がいのある方のスポーツ活動などを促進するため、体育施設使用料の減免を継続します。</li> </ul>
文化芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>• きなんしまつりなど機会を活用し、障がいがある方が作品展示などができる機会を確保できるよう努めます。</li> <li>• 障がいのある方の文化活動などを促進するため、町公民館使用料の減免を継続します。</li> </ul>

---

## 第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービスの実績と見込量）

---

### 1 第7期障がい福祉計画の成果目標

---

障がい福祉計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、数値目標を設定することとなっています。

#### （1）福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針の考え方】

- 令和8年度末時点の施設入所者を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減する。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

項目	数値	考え方
施設入所者数（A）	11人	令和4年度末現在の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	10人	令和8年度末現在の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A)－(B)	1人 9.1%	差引削減見込数
【目標値】 地域生活移行者数	1人 9.1%	施設入所から地域生活へ移行する者の数

#### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【国の基本指針の考え方】

全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置する。  
(単独設置が困難な場合は、複数市町村による設置)

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、精神障がい（発達障がい及び高次機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの

構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を行うことを目標とします。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数		2回	2回	2回
参加者数	保健	1人	2人	2人
	医療	1人	1人	1人
	福祉	5人	5人	5人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族	1人	1人	1人
	その他	4人	4人	4人
目標設定及び評価	目標設定	事例検討・地域資源の抽出	事例検討・地域資源の抽出	各分野の役割の整理
	評価回数	1回	1回	1回

※状況に応じて複数市町村での実施も検討していきます。

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針の考え方】

<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討を行う。</li> <li>強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。</li> </ul>
---

#### ① 地域生活支援拠点等の整備

平成30年度に佐久圏域において、地域の中で各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」地域生活支援拠点を整備しました。			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等数 (佐久圏域)	1カ所	1カ所	1カ所
運用状況の検証及び検討の回数	2回/年	2回/年	2回/年

#### ② 強度行動障がい(※)の状態にある者への支援体制の整備

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がいの状態にある者への支援のニーズの把握と支援体制の整備	ニーズ把握の実施		有	
	支援体制の構築			有
	実施の体制		サービス利用対象者、その家族、支援者などから対象者の特性の把握、ニーズの聞き取り等を実施	

※強度行動障がいはもともとの障がいではなく、自傷、他害、こだわり、物壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の方の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を指します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### 【国の基本指針の考え方】



##### ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

目 標		令和3年度実績	令和8年度目標
①	福祉施設から一般就労への移行者数	2人	4人 (2.0倍)
②	就労移行支援事業における一般就労への移行者数	1人	2人 (2.0倍)
③	就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A型	0人 (-倍)
		B型	1人 (1.0倍)
④	生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練）から一般就労への移行者数（参考）	0人	0人

##### ① 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援事業等から一般就労への移行者（A）	3人	3人	4人
上記のうち就労定着支援の利用者（B）	0人	0人	1人
割合（B/A）	0%	0%	25%

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の考え方】

各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な 相談支援の実施の 見込み	体制の有無	有	有	有
	実施の体制	佐久広域連合障害者相談支援センター（基幹相談支援センター）や療育コーディネーター等との連携による支援体制、地域の関係機関や町事業所連絡会との連携による重層的、横断的な相談支援体制により佐久広域で実施		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		15回	15回	15回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込み		24回	24回	24回
個別事例の支援内容と検証実施回数		4回	4回	4回
主任相談支援専門員の配置人数		2人	2人	2人

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談事業所の参画による事例検討実施数	2回	2回	2回
参加事業所数・機関数	14団体	14団体	14団体
協議会の専門部会の設置数	1部会	1部会	1部会
協議会の専門部会の実施回数	3回	3回	3回



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針の考え方】

都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	1人	1人	1人

② 障がい者自立支援審査システムによる審査結果の共有

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有
実施の方法	電話等による 情報共有	電話等による 情報共有	電話等による 情報共有
実施回数	12回	12回	12回

## 2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

### 【国の基本指針の考え方】

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実

#### ① 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有
実施の体制	障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用する。		

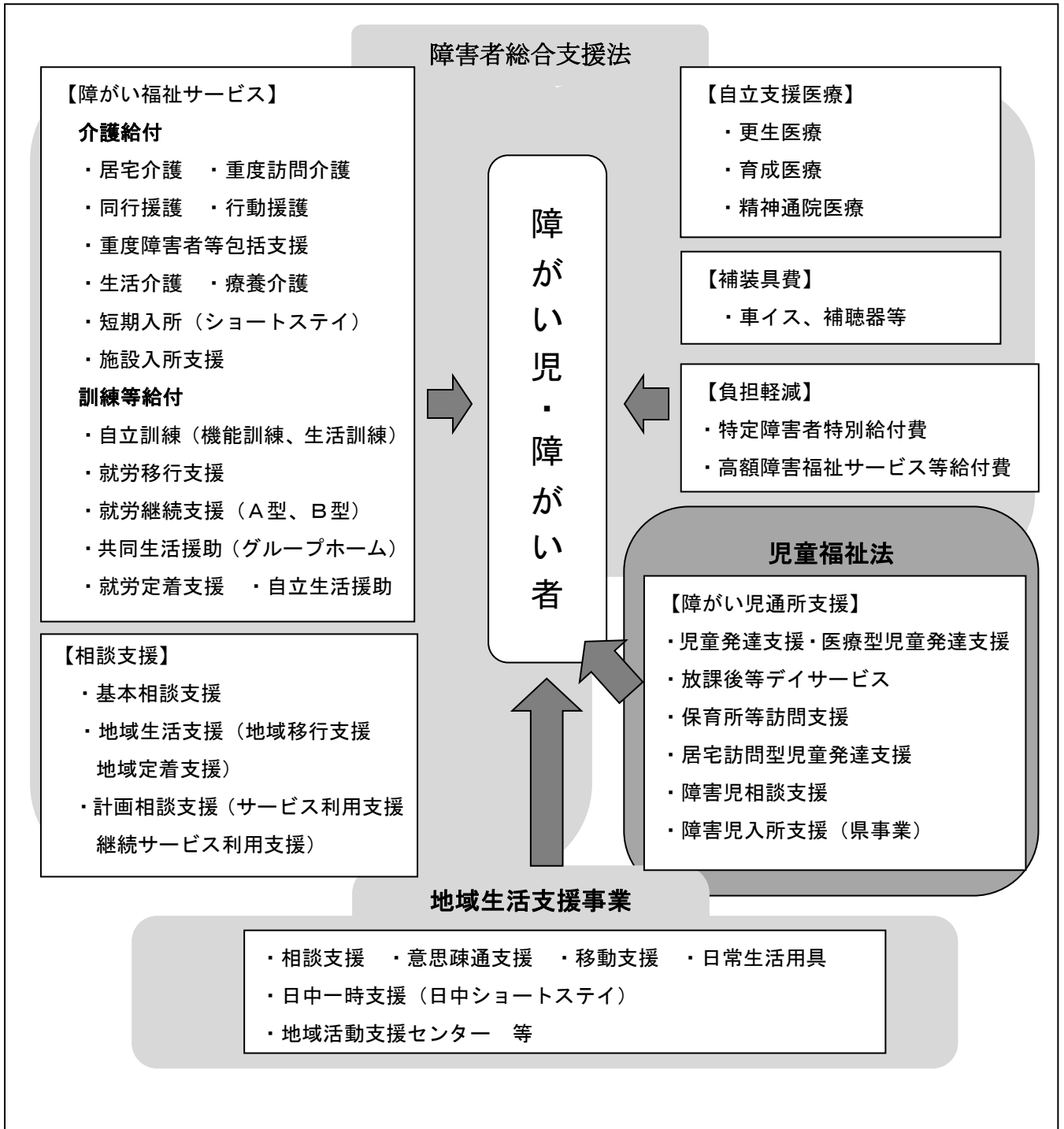
### 目 標 内 容

- 児童発達支援センターの整備  
令和4年度から、佐久圏域で体制を整備しています。
- 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備  
令和2年度から、佐久圏域で体制を整備しています。今後も、佐久圏域内の事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保  
令和元年度末から、佐久圏域で体制を構築しています。今後も、佐久圏域内の事業所と連携し、支援の充実を図ります。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及び医療的ケア児コーディネーターの設置  
令和元年度末から、佐久圏域で協議の場を設置しています。また、令和3年度から佐久圏域で医療的ケア児コーディネーターが配置されています。

### 3 サービスの見込量及び提供体制確保

#### (1) 障がい者・障がい児を対象としたサービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法の福祉サービスは以下のようになっています。



(1-1) 障害者総合支援法のサービス

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います
	同行援護	視覚障がい者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病等対象者に、一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生産能力向上のための必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者に、一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	障がいにより一般企業への就職が困難な方に対し、就労や生産活動の機会の提供を行います。 （A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし）

	サービス名	サービス内容
日中活動系サービス	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
相談支援	計画相談支援 （サービス利用支援）	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 （継続サービス利用支援）	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

	サービス名	サービス内容
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援等を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
自立支援医療		更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費		義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

(1-2) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス

	サービス名	サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
入所系活動サービス	福祉型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障がい児通所支援を利用する障がいのある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障がい児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障がい児支援利用計画の修正を行います。

(1-3) 地域生活支援事業

	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。基幹相談支援センターの機能強化事業、居住サポート事業があります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に援助をする事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得したものを養成し、意思疎通に手話を用いる障がい者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業	日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。



## (2.1) 障がい者支援の必要量見込

現在のサービス利用者数等実績数値を基礎として、各サービスの必要量の見込を示します。

「人日分」… 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出しがたい場合は、「月間利用人員」に「22日」を乗じて算出。

「人」 … 月間の利用人数

### 1 訪問系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	232 時間	240 時間	240 時間	250 時間
	利用者数	13 人	14 人	14 人	15 人
重度訪問介護	利用時間	232 時間	40 時間	40 時間	40 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	利用時間	3 時間	3 時間	10 時間	10 時間
	利用者数	1 人	1 人	2 人	2 人
行動援護	利用時間	68 時間	68 時間	80 時間	80 時間
	利用者数	5 人	5 人	6 人	6 人
重度障害者等 包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

#### <現状・課題・確保策>【訪問系サービス】

居宅介護に関して、今後サービス利用者の増加が予想されます。現在、町内では、御代田町社会福祉協議会・ニチイケアセンターみよた、訪問介護ステーションつばさにおいてサービスが提供されているため、今後もこれらの事業所と連携を図り対応していきます。

重度訪問介護は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者の方の利用があったため、令和4年度の利用時間は多かった状況です。現状、利用者がいませんが、今後の利用も想定し、時間を算出しています。

同行援護は令和元年度より、御代田町社会福祉協議会においてサービスの提供が開始され、視覚障がいのある方への支援が強化されたところであり、今後も新規のサービス利用希望者がいた場合には、御代田町社会福祉協議会と連携を図り対応していきます。行動援護に関しては、サービス提供事業者が町内にないことから、近隣市町の事業所と連携を図り対応していきます。

## 2 日中活動系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	531 人日 分	542 人 日 分	553 人 日 分	564 人 日 分
	利用者数	29 人	29 人	30 人	31 人
	うち重度障 がい者の利 用	4 人	4 人	4 人	5 人
	重度障がい 者の利用の うち強度行 動障がい を有する者	4 人	4 人	4 人	5 人
	医療的ケア を必要とす る者	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	0 人日 分	0 人 日 分	0 人 日 分	12 人 日 分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	6 人日 分	6 人 日 分	12 人 日 分	12 人 日 分
	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
	うち精神障 がい者の利 用	1 人	1 人	1 人	1 人
就労選択支援	利用者数	人	人	1 人	1 人

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用日数	11 人日分	14 人日分	17 人日分	20 人日分
	利用者数	1 人	1 人	1 人	2 人
就労継続支援 (A型)	利用日数	83 人日分	88 人日分	93 人日分	98 人日分
	利用者数	4 人	5 人	6 人	6 人
就労継続支援 (B型)	利用日数	469 人日分	474 人日分	479 人日分	484 人日分
	利用者数	26 人	27 人	27 人	28 人
就労定着支援	利用者数	0 人	0 人	1 人	1 人
療養介護	利用者数	3 人	3 人	3 人	3 人
短期入所 (福祉型)	利用日数	48 人日分	56 人日分	64 人日分	72 人日分
	利用者数	4 人	6 人	7 人	8 人
うち重度障 がい者の利 用	利用者数	1 人	1 人	1 人	2 人
重度障がい 者の利用の うち強度行 動障がい を有する者	利用者数	1 人	1 人	1 人	1 人
重度障がい 者の利用の うち高次機 能障がい を有する者	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
医療的ケア を必要とす る者	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	利用日数	0 人日分	0 人日分	1 人日分	1 人日分
	利用者数	0 人	0 人	1 人	1 人
	うち重度障がい者の利用	0 人	0 人	1 人	1 人
	重度障がい者のうち強度行動障がいをもつ者	0 人	0 人	0 人	0 人
	重度障がい者のうち高次機能障がいをもつ者	0 人	0 人	0 人	0 人
	医療的ケアを必要とする者	0 人	0 人	0 人	0 人

<現状・課題・確保策>

**【日中活動系サービス】**

利用のニーズが高い生活介護や就労継続支援 B 型に関しては、町内ではやまゆり共同作業所のみとなっています。そのため、やまゆり共同作業所及び周辺市町にある事業所と連携を図りながら、それぞれの方に合うサービス提供事業者につなげていきます。今後、小諸養護学校等からの卒業生や新規利用希望者がサービスを利用するにあたり、必要見込量の充足の難しさも予想されることから、佐久障害者自立支援協議会などとも連携をとり、サービスの提供体制の整備を推進します。また、町内においても、身近な地域で日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の基盤整備の検討をしていきます。

また、令和5年から、就労継続支援 A 型の事業所「GENKI」が開設されたこともあり、今後、町内でも A 型事業所の利用希望者が増加する可能性があります。

さらに、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の利用者等で、一般就労に移行できる可能性がある方には、公共職業安定所や佐久圏域障害者就業・生活支援センター等と連携しながら支援を行っていきます。

### 3 施設系サービス（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0 人	0 人	0 人	1 人
	うち精神障がい者の利用	0 人	0 人	0 人	1 人
共同生活援助	利用者数	15 人	16 人	16 人	17 人
	うち日中サービス支援型共同生活援助	1 人	1 人	1 人	1 人
	うち精神障がい者の利用	9 人	9 人	9 人	10 人
	うち重度障がい者の利用	1 人	1 人	1 人	1 人
	重度障がい者のうち強度行動障がいを有する者	1 人	1 人	1 人	1 人
	重度障がい者のうち高次機能障がいを有する者	0 人	0 人	0 人	0 人
	医療的ケアを必要とする者	0 人	0 人	0 人	0 人
施設入所支援	利用者数	11 人	11 人	11 人	10 人

#### <現状・課題・確保策>

##### 【施設系サービス】

自立した生活を目指す障がいのある方の生活の場として、グループホームのニーズが高まっています。令和2年度には町内で初めてとなるグループホームが完成し、サービスの提供が開始されました。今後も、グループホーム数の確保に努めるとともに、サービス利用希望者に町内のみならず、周辺市町のグループホーム提供事業者とも連携を図りながら、それぞれの方に合うサービス提供事業者に繋げていきます。

施設入所支援に関しては、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、入所者の特性に応じた移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

#### 4 相談支援（※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	18 人	21 人	26 人	30 人
地域移行支援	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

<現状・課題・確保策>

##### 【計画相談支援】

町内には、やまゆり共同作業所において計画相談支援を提供しているため、今後も密に連携を取り合い、新規利用希望者及びサービス利用者の支援に努めていきます。

地域移行支援・地域定着支援に関しては、町内に事業所がないため、周辺市町のサービス提供事業者と連携を図り、対応していきます。

## (2-2) 障がい児支援の必要量見込

現在のサービス利用者数等実績数値を基礎として、各サービスの必要量の見込を示します。

「人日分」… 「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」なお、「一人一月あたりの平均利用日数」が算出しがたい場合は、「月間利用人員」に「22日」を乗じて算出。

「人」… 月間の利用人数

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	108 人日分	112 人日分	120 人日分	130 人日分
	利用児童数	23 人	25 人	26 人	28 人
医療型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	181 人日分	210 人日分	220 人日分	230 人日分
	利用児童数	18 人	20 人	22 人	24 人
保育所等訪問支援	利用日数	2 人日分	3 人日分	5 人日分	8 人日分
	利用児童数	2 人	3 人	5 人	8 人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉児童入所支援	利用児童数	1 人	1 人	1 人	1 人
医療型児童入所支援	利用児童数	1 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	利用児童数	9 人	12 人	15 人	18 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	1 人	1 人	1 人	1 人

### <現状・課題・確保策>

発達障がい等と診断される児童数の増加により、児童発達支援利用者は年々増加しています。子ども一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしていけるよう、保健医療、

福祉、教育などの関係機関と密に連携を取りあい、児童発達支援の早期利用等の促進に努めていきます。町内には、親子支援センターハンナで児童発達支援、保育所等訪問、放課後等デイサービスを実施し、やまゆり共同作業所においては基準該当放課後等デイサービスと障害児相談支援を行っており、今後も各事業所との連携を強化し、児童への適切なサービス支援を提供していきます。

当町の課題として、放課後等デイサービス単独事業所がないことが挙げられます。児童発達支援の利用者が増加していることから、今後放課後等デイサービス利用のニーズは高まっていくと考えられます。町内においても、身近な地域でサービスを利用できるよう、放課後等デイサービス事業の基盤整備の検討をしていきます。

また、障がい福祉サービスと同様に相談支援専門員が少ないことから、今後も密に連携して、対応をしていく必要が不可欠な状況となっています。

### (2-3) 発達障がい者等に対する支援

種類	見込むもの	令和4年度実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラムの受 講者数（保護者）及び実 施者数（支援者）	受講者 数/年	0人	1人	1人	1人
	実施者 数/年	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動へ の参加人数	人/年	0人	0人	1人	1人

さく発達相談支援センター等と連携し、上記事業の実施を推進していきます。



(3) 地域生活支援事業の見込量と確保策

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有
相談支援事業			
① 障害者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	2 人
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	10 件	10 件	10 件
② 手話通訳者設置事業	無	無	無
日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件
② 自立生活支援用具	1 件	1 件	1 件
③ 在宅療養等支援用具	1 件	1 件	1 件
④ 情報・意思疎通支援用具	1 件	1 件	1 件
⑤ 排泄管理支援用具	300 件	300 件	300 件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1 件	1 件	1 件
手話奉仕員養成研修(※)事業修了者数	2 人	0 人	2 人
移動支援事業	4 人 450 時間	4 人 450 時間	4 人 450 時間
地域活動支援センター(1 箇所)	10 人	10 人	10 人

※手話奉仕員養成研修事業は隔年実施

〈確保策〉

#### 1 理解促進研修・啓発事業

障がいに対する理解促進のため、啓発用のリーフレット等を作成し、広く町民に普及・啓発をしていきます。

#### 2 自発的活動支援事業

障がい者団体等が行う事業への補助を実施し、社会活動への参加を促進するための活動を支援していきます。

#### 3 相談支援事業

基幹相談支援センターである佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、今後も一人ひとりの状況に応じた支援を提供できるよう努めてまいります。

#### 4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

中核機関であるさく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度が必要な障がいのある方を支援していきます。

#### 5 意思疎通支援事業

今後も町内の長野県登録手話通訳者と連携し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し支援していきます。

#### 6 日常生活用具給付等事業

障がいのある方のニーズに応じて、引き続き給付を実施していきます。

#### 7 手話奉仕員養成講座研修事業

引き続き、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、事業を継続していきます。

#### 8 移動支援事業

引き続きサービス提供事業者と連携し、地域における自立生活や社会参加ができるよう、外出の支援をしていきます。

#### 9 地域活動支援センター事業

やまゆり共同作業所において今後も事業が継続して行えるよう支援していきます。

---

## 資料編

---

### アンケート調査

---

---

令和6年度を初年度とする御代田町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するにあたっての基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。障がい児・障がい者に分けてそれぞれアンケートを作成しました。

#### 調査の実施概要

##### 1-1 障がい児福祉計画アンケート

- (1) 調査対象：特別児童扶養手当を受給している障がい児の保護者の方
- (2) 対象者数：89人
- (3) 実施方法：郵送による配付、回収
- (4) 実施時期：令和5年8月1日～9月4日

##### 1-2 障がい児福祉計画アンケート回収結果

- (1) 有効回収数：62通
- (2) 有効回収率：69.6%

##### 2-1 障がい福祉計画アンケート

- (1) 調査対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持されている20歳以上65歳未満の方
- (2) 対象者数：334人
- (3) 実施方法：郵送による配付、回収、インターネット回答
- (4) 実施時期：令和5年11月14日～12月22日

##### 2-2 障がい福祉計画アンケート回収結果

- (1) 有効回収数：158通
- (2) 有効回収率：47.3%

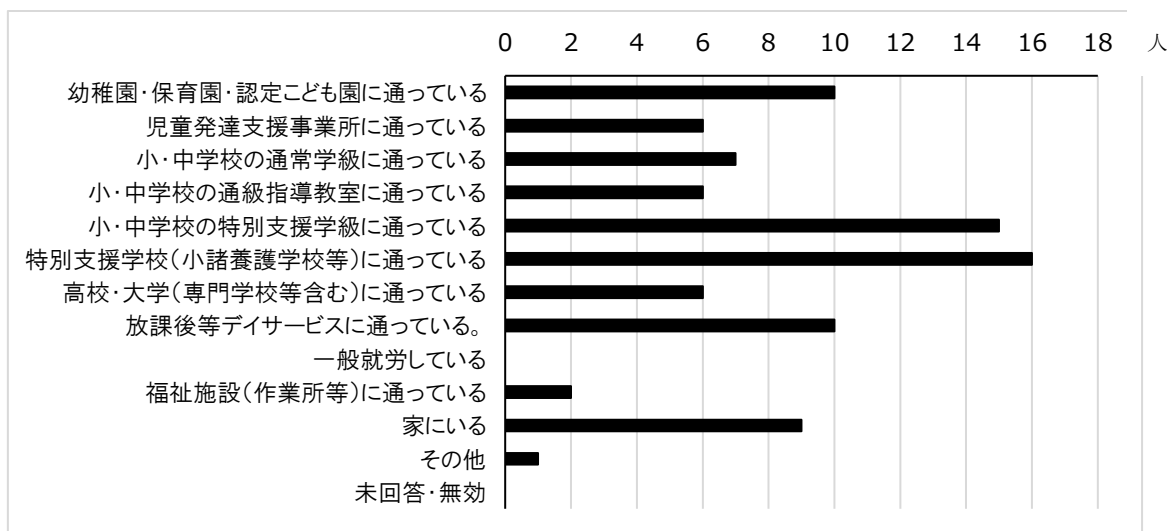
## 障がい児福祉計画アンケート結果

問1 お子さんの年齢をお答えください。(令和5年7月1日現在)(単位:人)

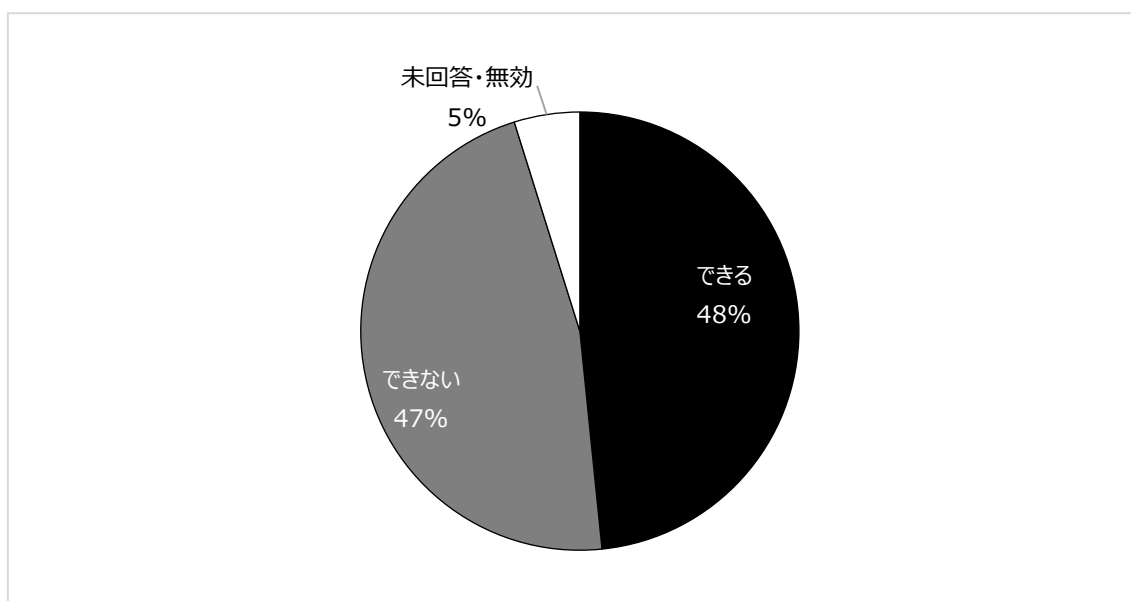
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
0	0	1	1	5	1	5	4	3	0

10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
2	1	3	6	6	4	3	9	3	3

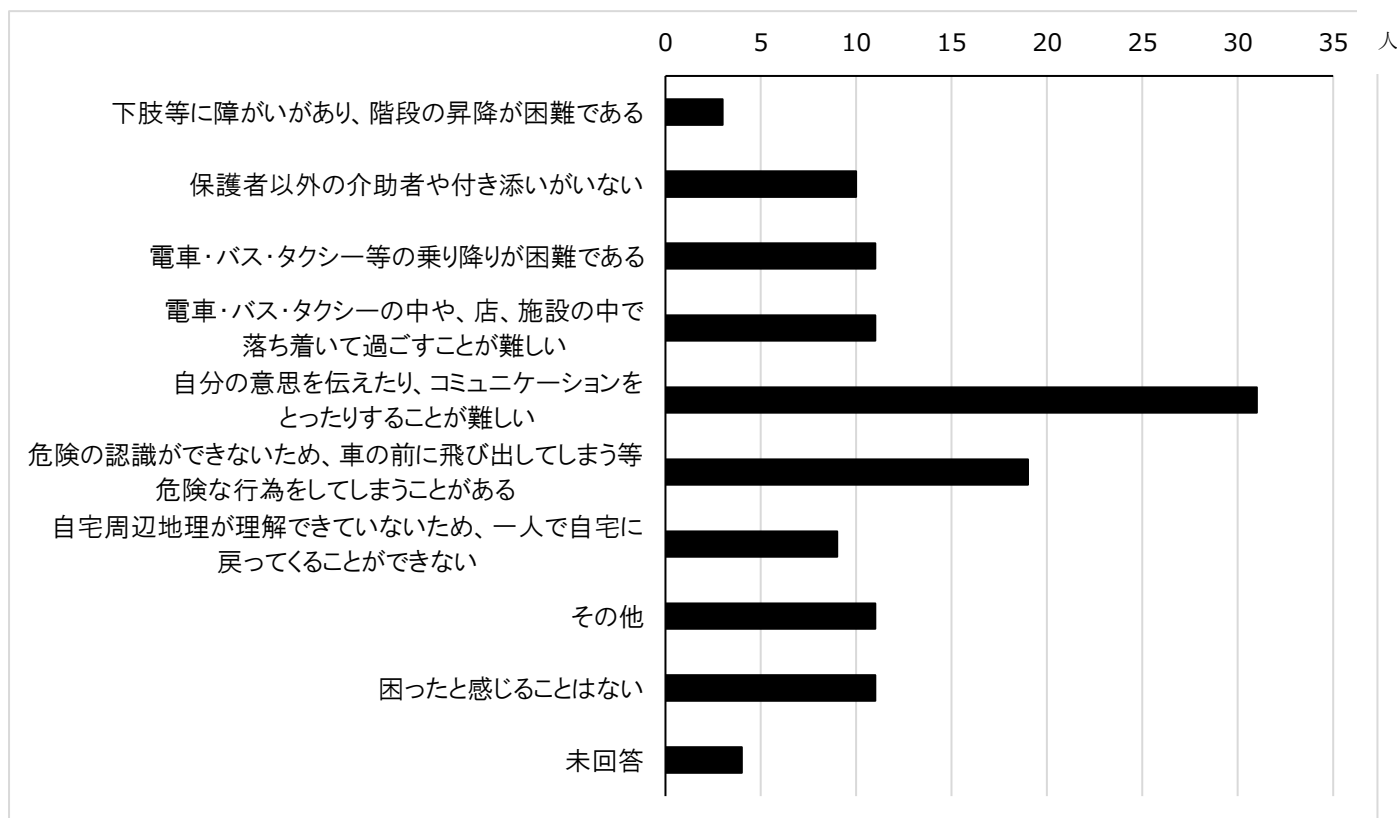
問2 お子さんは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(単数回答)



問3 お子さんは、一人で通学または外出することができますか。(単数回答)



問4 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で通学または外出するときに困ることとは何ですか。（複数回答）



問4 その他意見

途中で足が痛くて歩けないと連絡して、迎えに行かなければならない

上半身麻痺があるため、やけどやけがに気付かない

1人では外出できない（2人）

電車や人混みが苦手でおなかが痛くなる。ゆえに外出したがらなくなる。

何かあったときとっさの判断ができない

養護学校は高等部から電車通学

それまでできていたことが急にできなくなる。一種のパニックかと

固有名詞を覚えるのが苦手

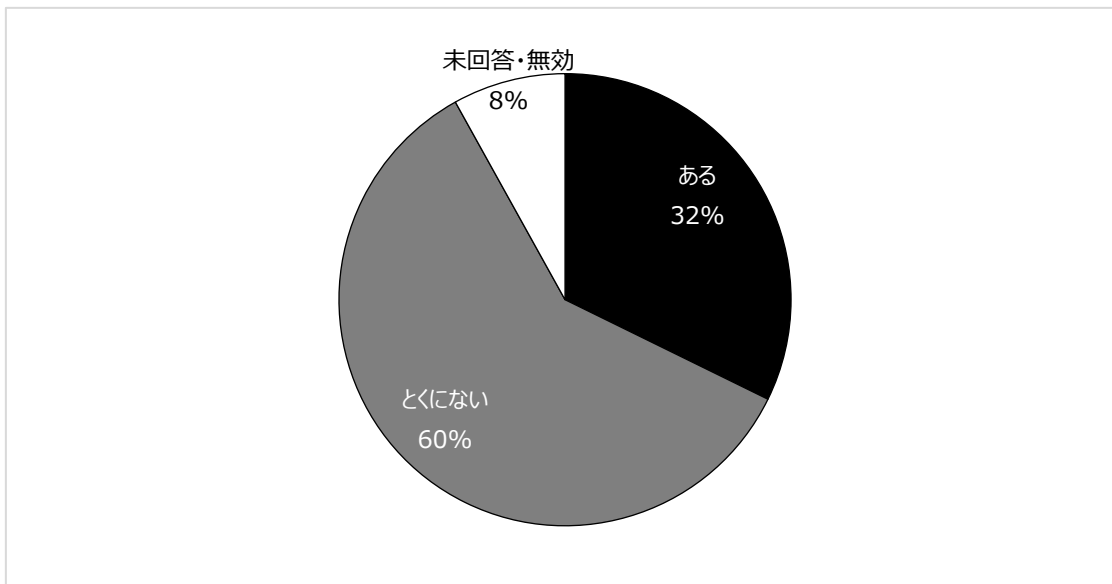
一人で外出しようとしにくい

帰りが少し遅いとき心配

就学前・就学中の方は問5～問9に進む。

就学後の方は、問10へ進む。

問5 通園・通学で困ることはありますか。(単数回答)



あると答えた方：それはどんなことですか

学校での交友関係が悪く、いじめや嫌がらせがある(2人)

週に1回違う学年のクラスと過ごす日が苦手

園庭までは行くが、なかなか中に入ってくれず騒ぐ。

困ったときなど判断ができない(2人)

保護者の送迎もしくはタクシー、バス乗車時の介助が必要

母による車送迎のため、母が体調不良や仕事のときに困る。

通学バスの時間帯と仕事の時間帯が違うため、仕事を調整しながら自家用車通学をしている。本当はもっと働きたい。

佐久平方面へ通学するには利便性が悪い。千曲バスも時間が限られており、利用しにくい

バス停まで決まった時間に車で送らないといけないので、仕事の選択が難しい(2人)

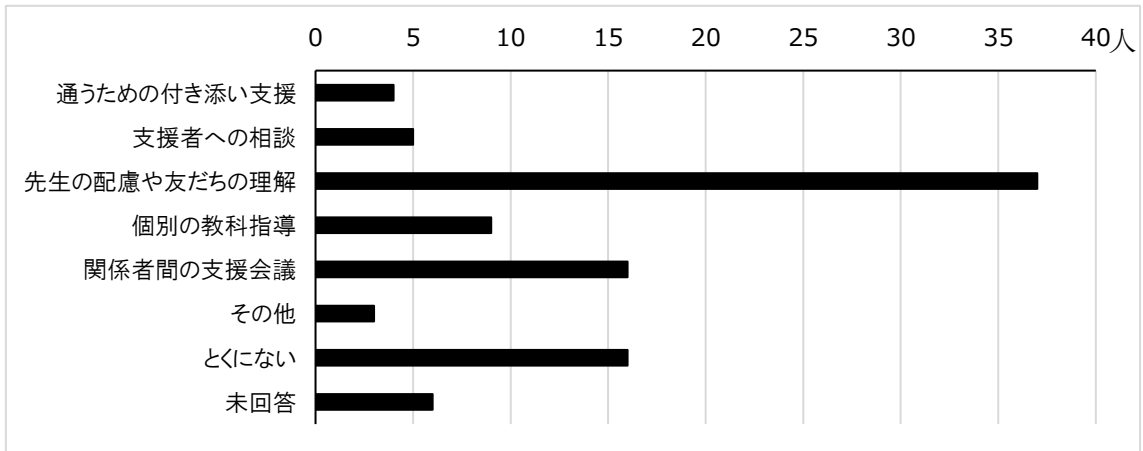
家を留守にできない(登下校時)

歩くのを嫌がる時がある

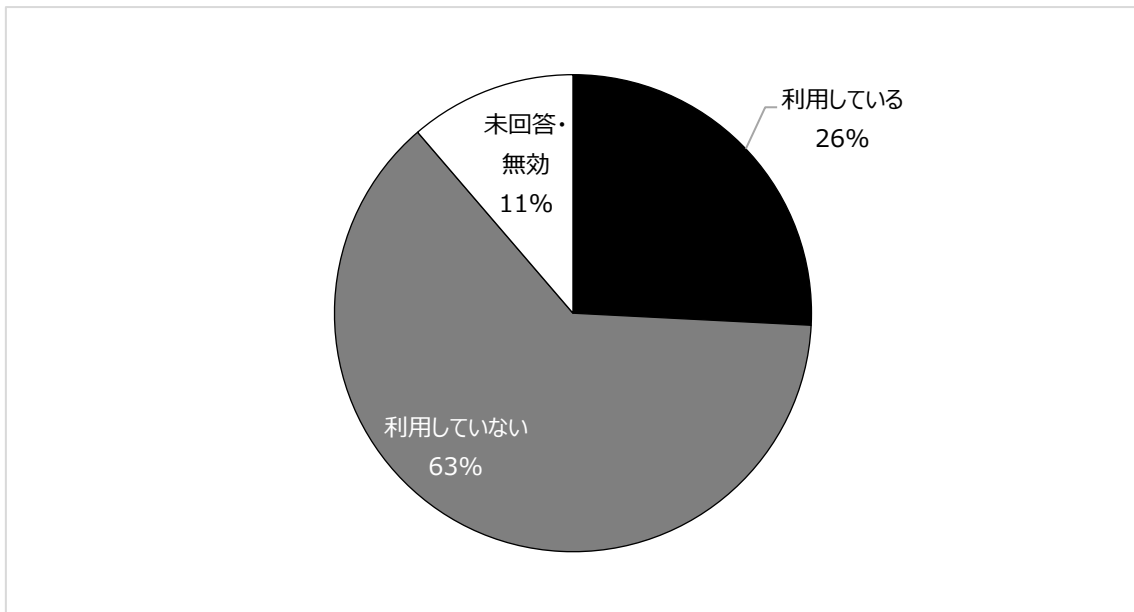
社協の送迎サービスを利用しないと通学できない。

通うのに付き添いが必要(3人)

問6 通園・通学で役立っていることは何ですか。(複数回答)

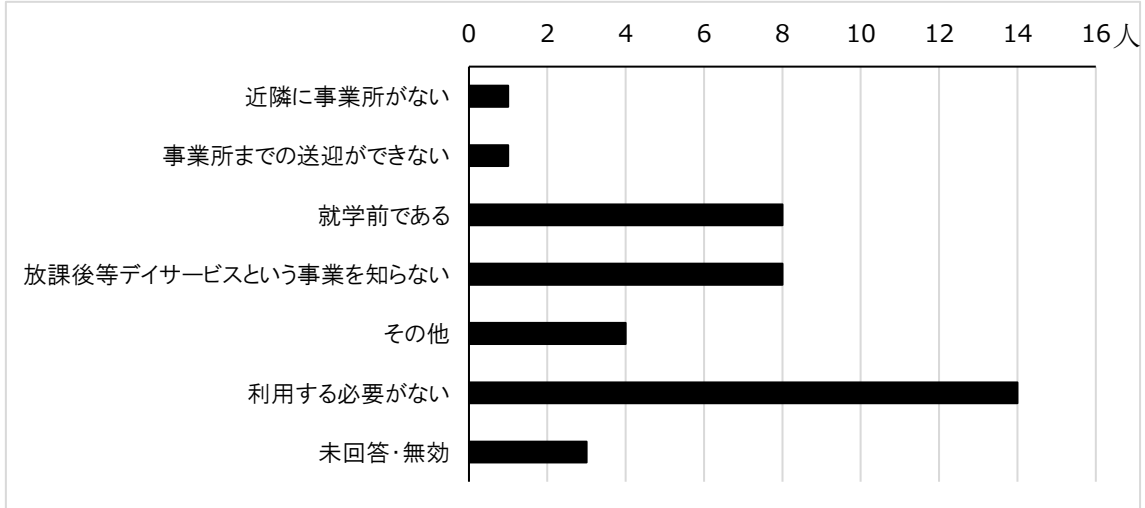


問7 現在、お子さんは放課後等デイサービスを利用していますか。(単数回答)



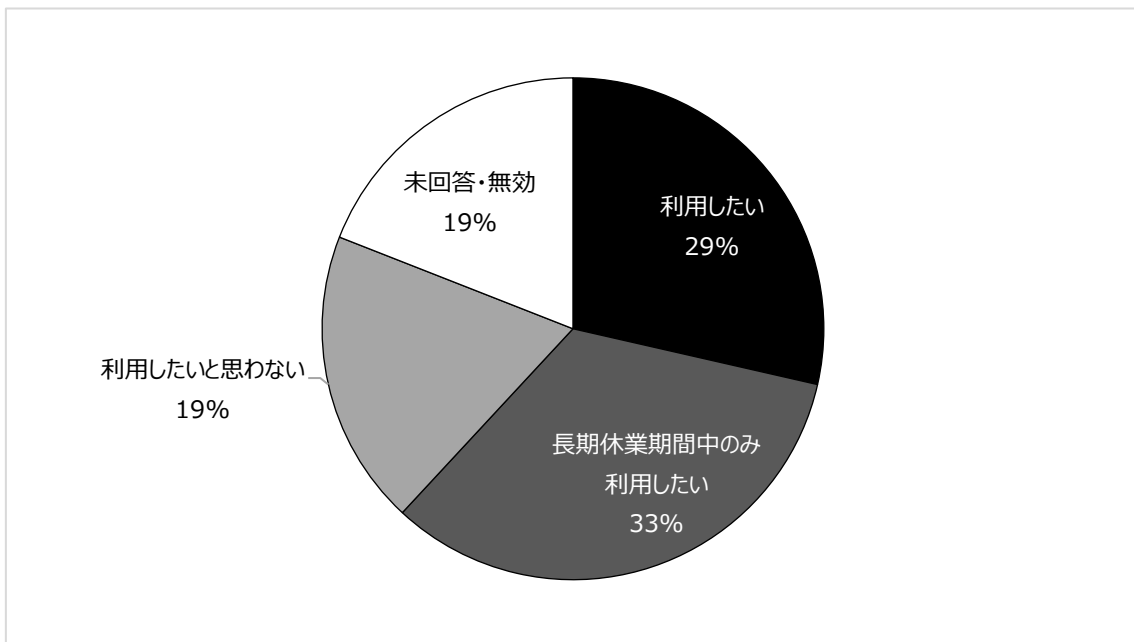
【問7で、「利用していない」と答えた方】

問8 放課後等デイサービスを利用していない理由は何ですか。(単数回答)



【問8で、「利用する必要がある」と答えた方以外】

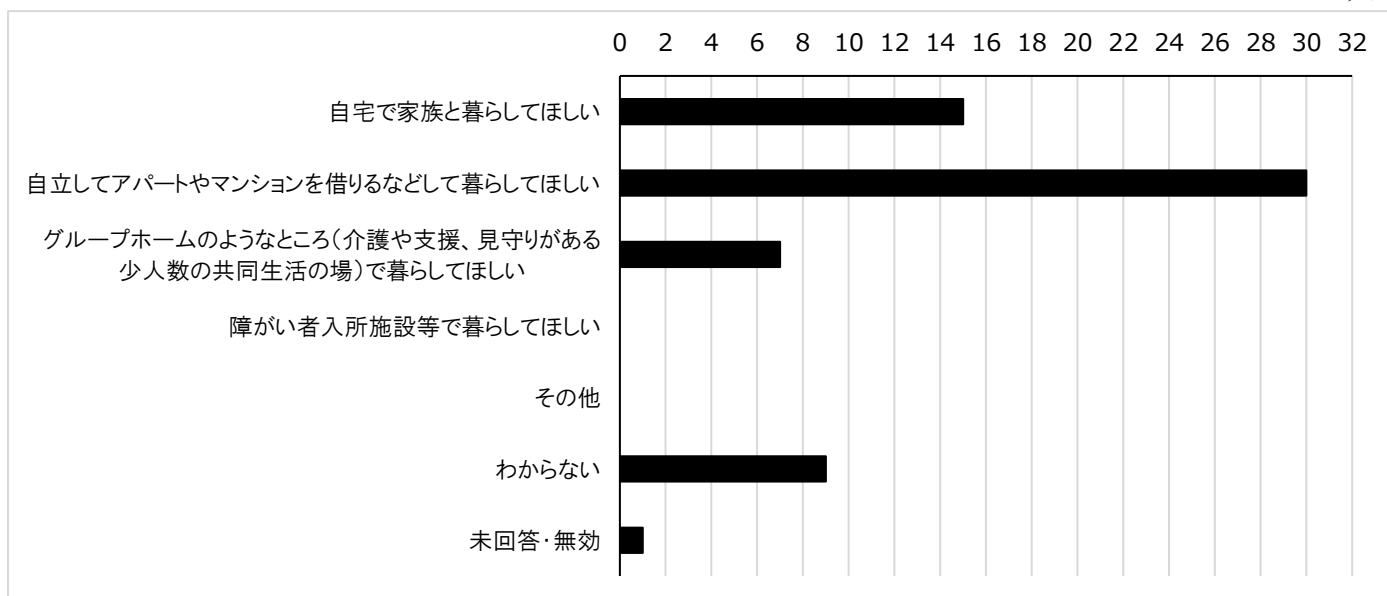
問9 今後、放課後等デイサービスを利用したいと思いますか。(単数回答)





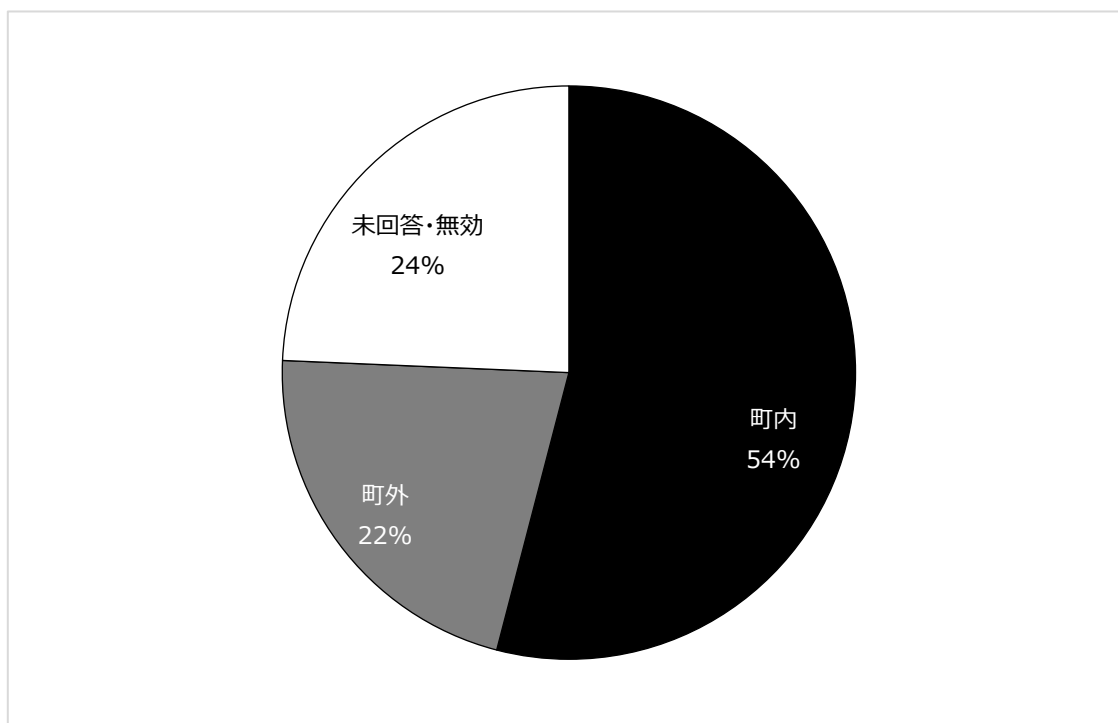
問10 お子さんには将来どのように暮らしてほしいですか。(単数回答)

人



【問10で、「自宅で家族と暮らしてほしい」または「わからない」と答えた方以外】

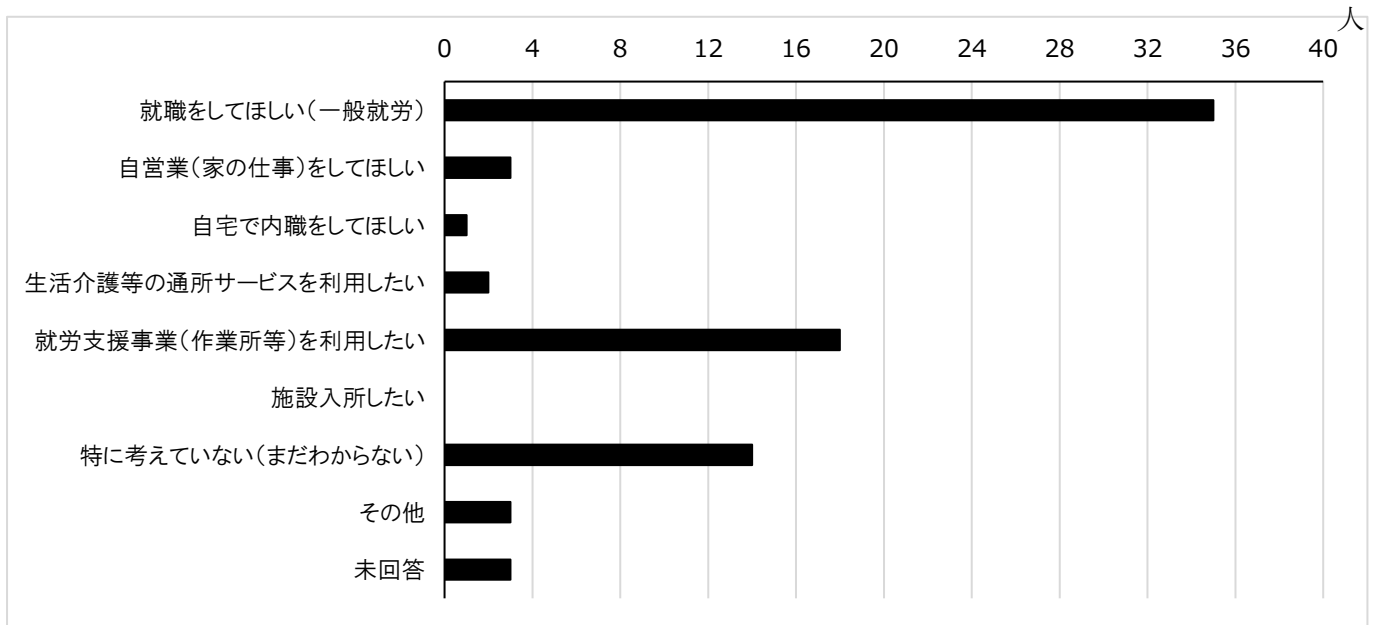
問11 お子さんには将来、町内・町外どちらで暮らしてほしいですか。(単数回答)



問12 お子さんの学校卒業後の進路として、何を望まれますか。

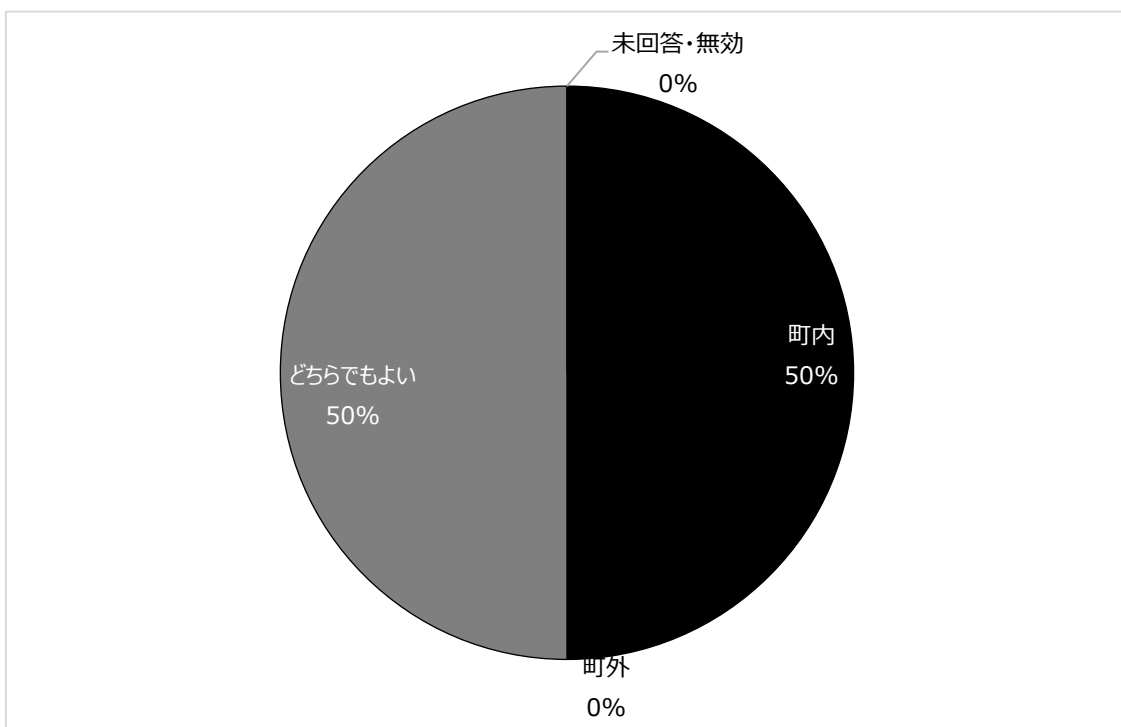
お子さんが学校を既に卒業されている方は、現在の希望をお答えください。

(単数回答)

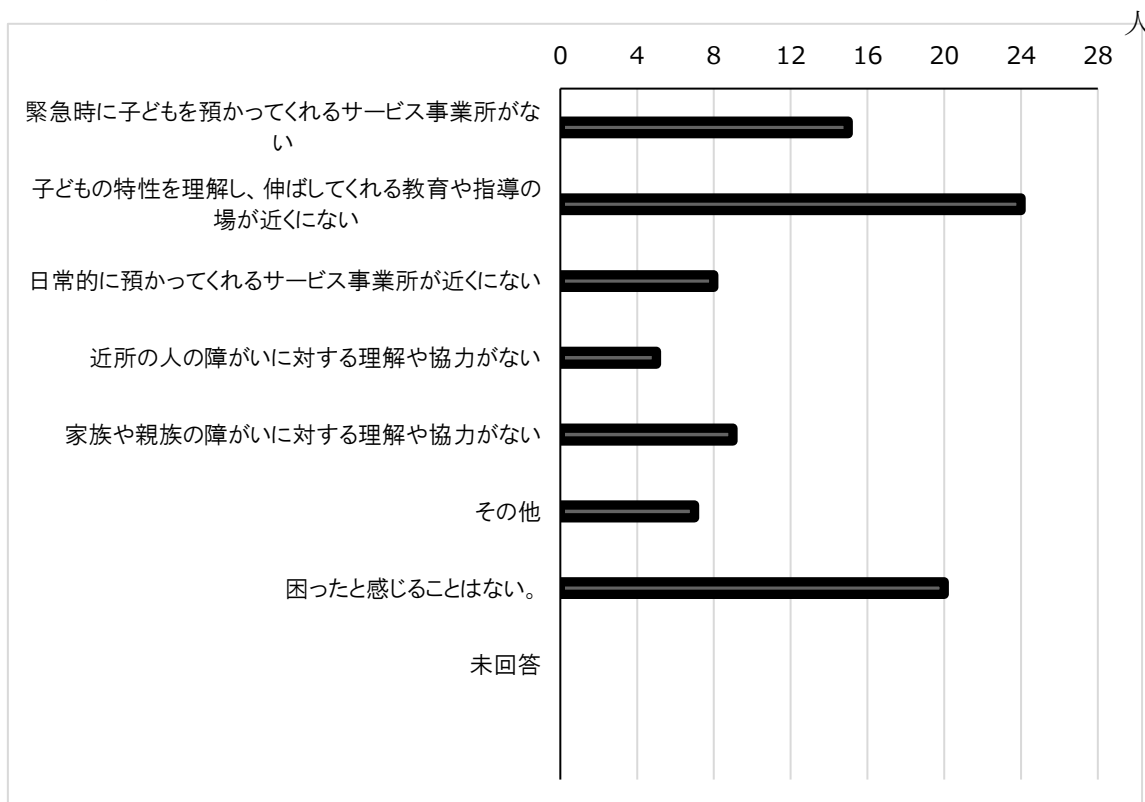


【問12で、「生活介護等の通所サービスを利用したい」または「就労支援事業(作業所等)を利用したい」と答えた方】

問13 町内・町外どちらの事業所の利用を望まれますか。(単数回答)



問 14 お子さんを育てる上で、困難であると感じることはどのようなことですか。  
(複数回答)



問 14 その他意見

障がいの軽さ故にグレーゾーンにいるため、将来の選択に困る。子どもが引きこもりがち。

学校の先生の障がいに対する理解を得られなかった。

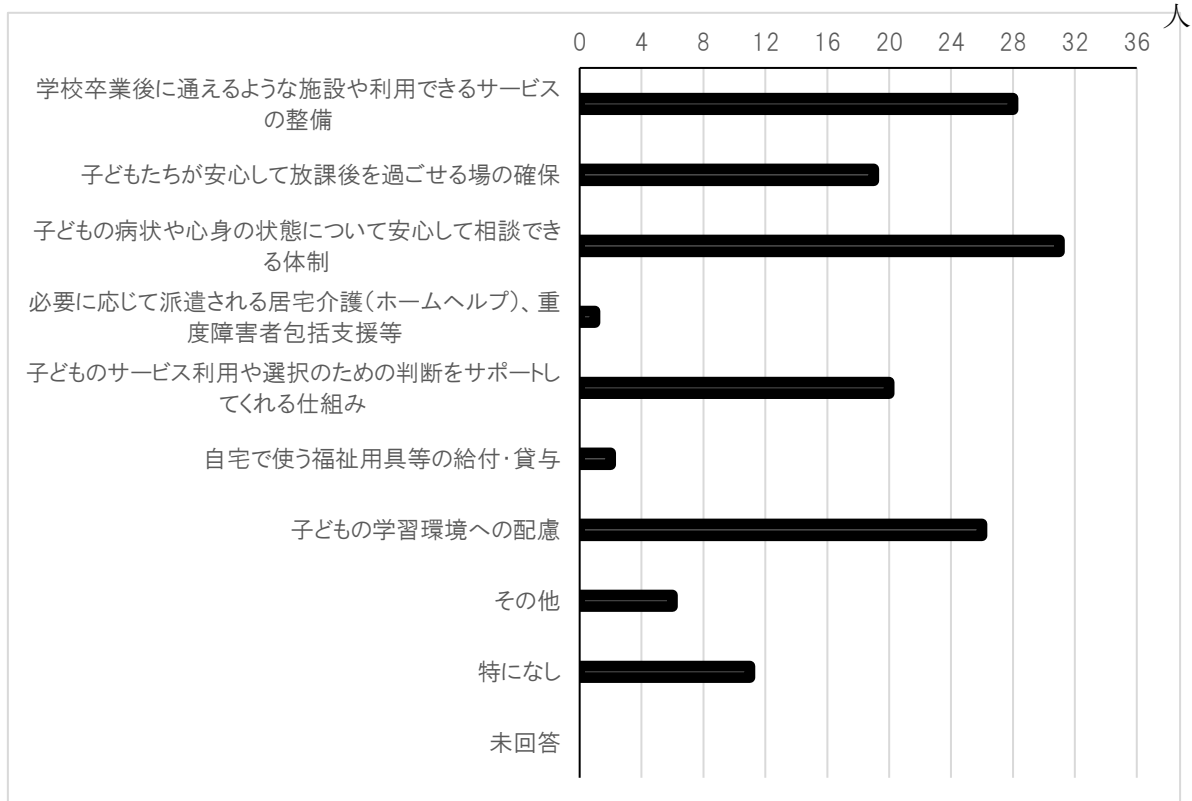
子どもの移動手段に親のみが付き添わなければならない現状

一見、障がいがあるようには見えないこと。

同じことを何度も言うことに疲れるときがある

通学支援が少ない

問 15 今後充実してほしい保健・福祉サービスはどのようなことですか。(複数回答)



問 15 その他意見

自動車免許取得に係るフォロー体制

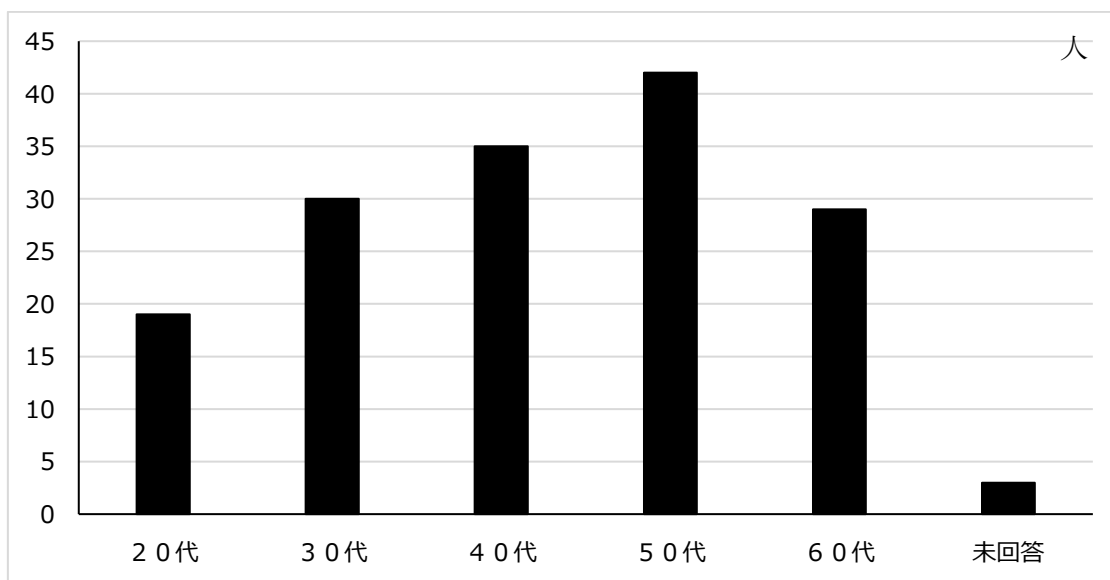
障がいの子どもの育てる上でシングルマザーですごくストレスがたまります。親子がストレスを発散できるところがほしいです。

グループホームを町内に充実させてほしい。働く場所の確保と企業様の理解のあっせん  
言葉だけでは理解が難しかったり、板書ができなかったりするような学習困難でも学びたいと思う子どもへの学習支援

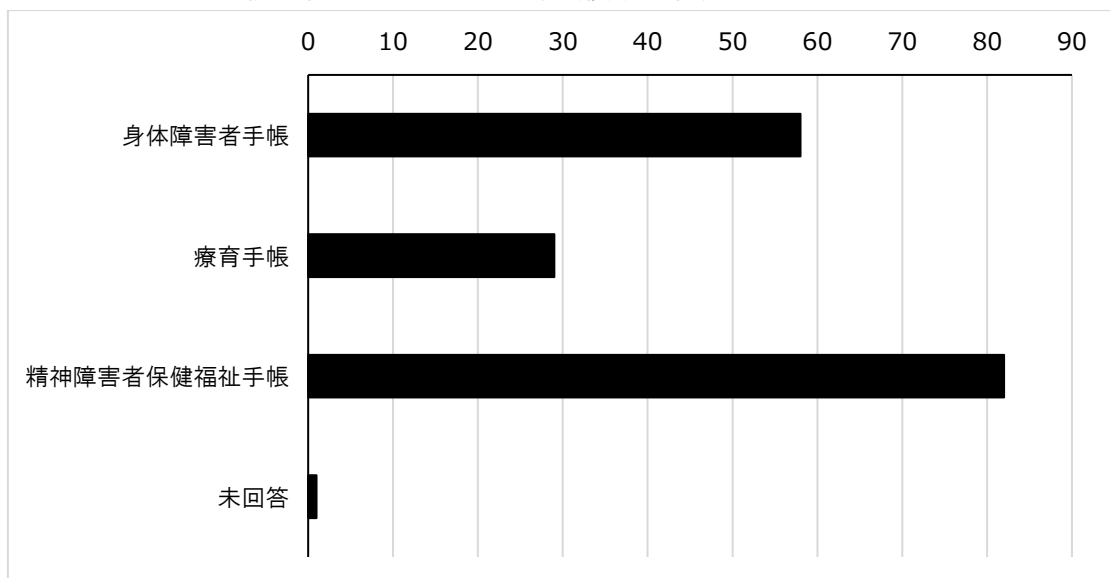
将来につながる学習、体験の場や指導者の確保

## 障がい福祉計画アンケート結果

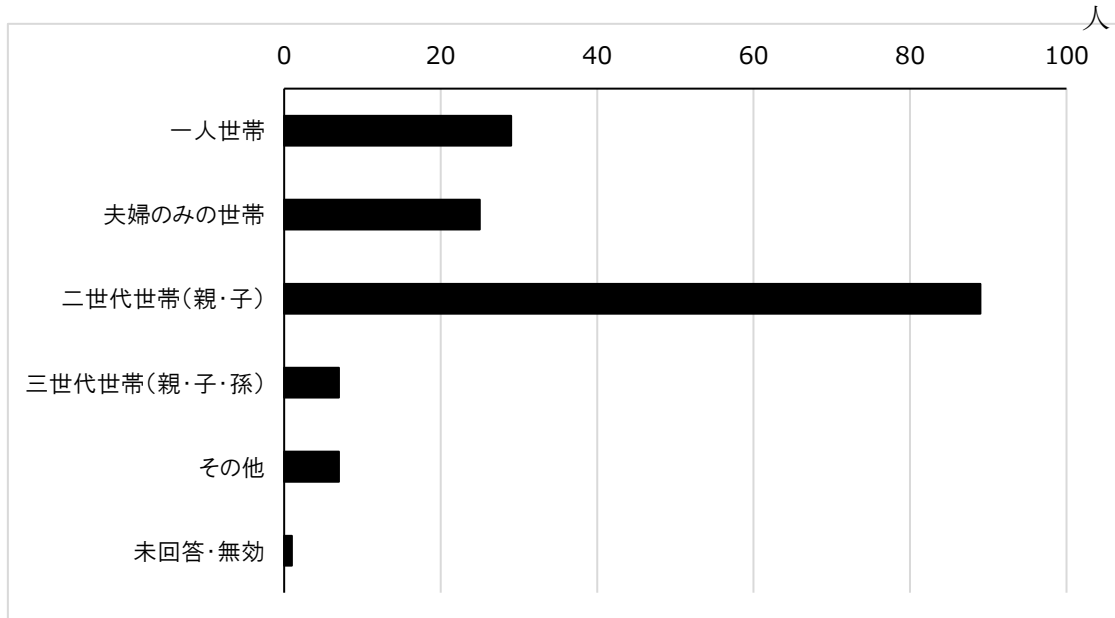
問1 あなたの年齢をお答えください。(令和5年9月1日現在)(単数回答)



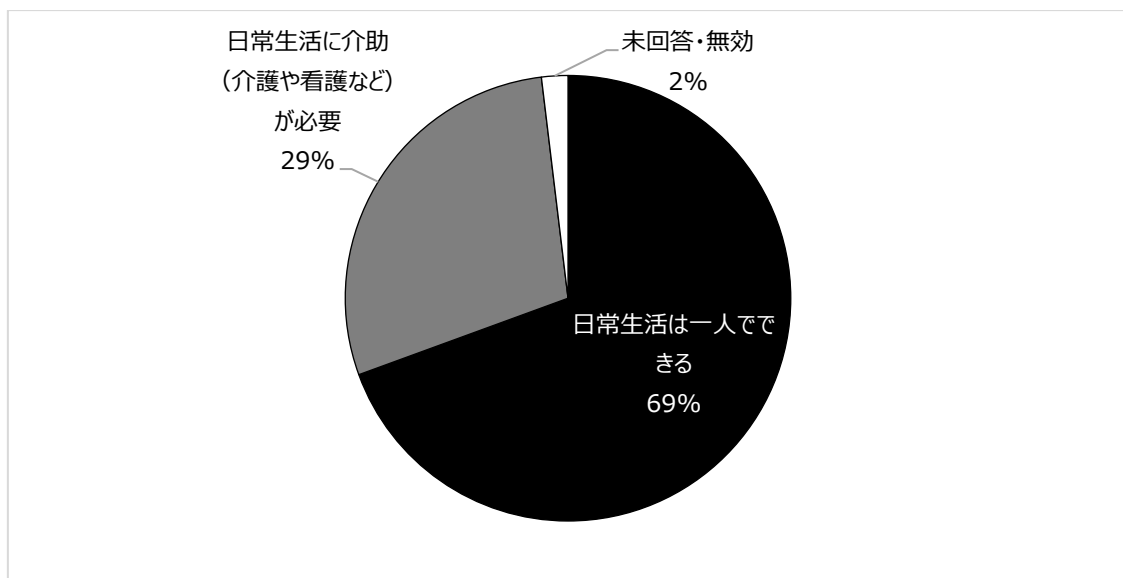
問2 あなたの手帳の種類はなんですか。(複数回答)



問3 あなたの家族構成をお答えください。(令和5年9月1日現在)(単数回答)

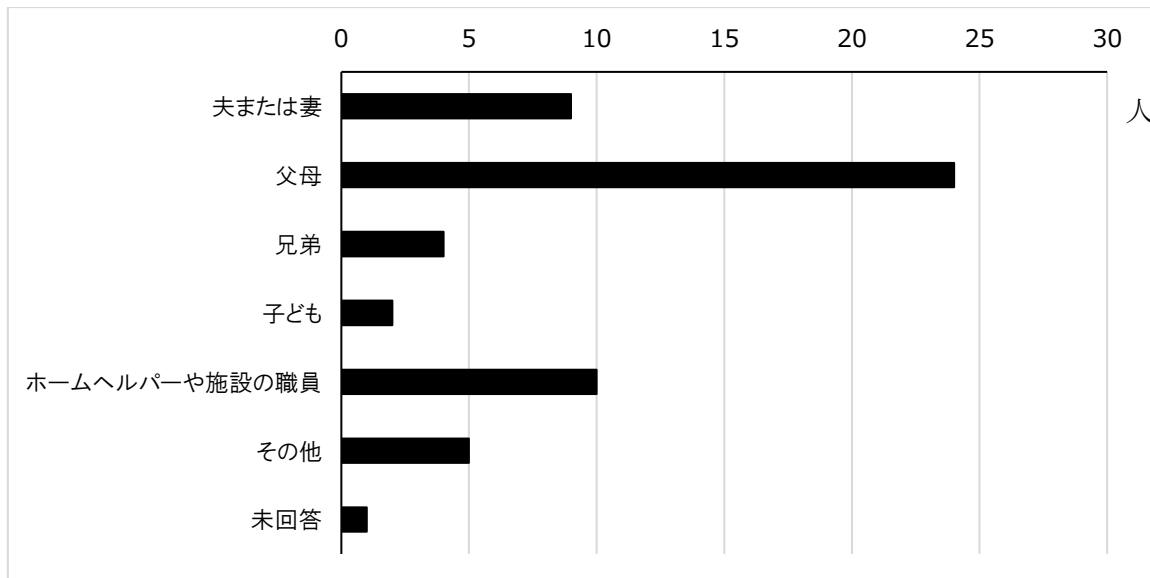


問4 あなたの日常生活の状態をお答えください。(単数回答)

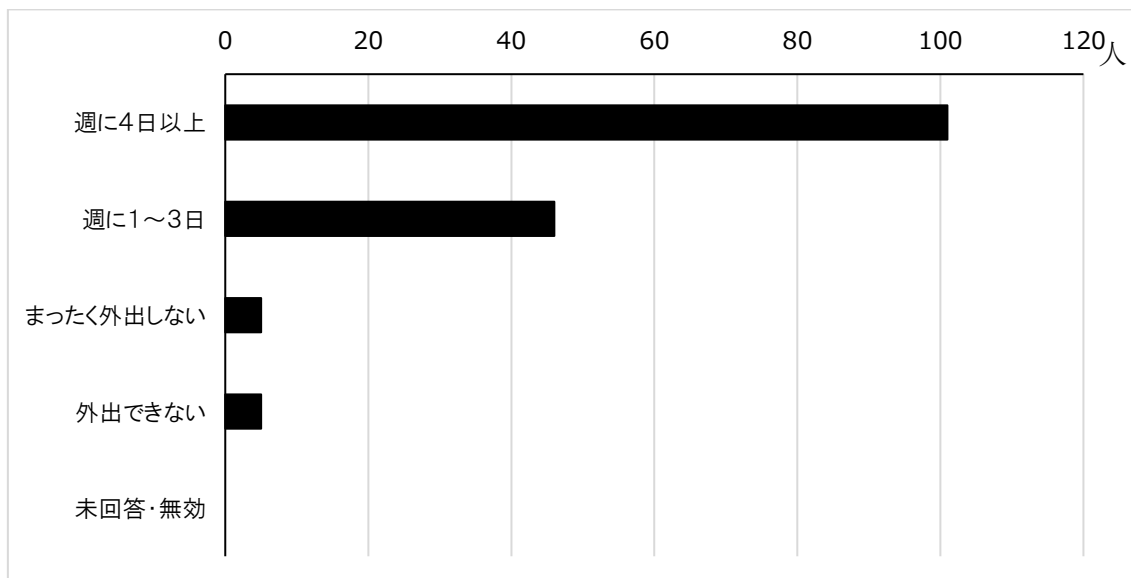


【問4で、「日常生活に介助（介護や看護など）が必要」と答えた方】

問5 あなたを介助してくれる方はどなたですか。（複数回答）

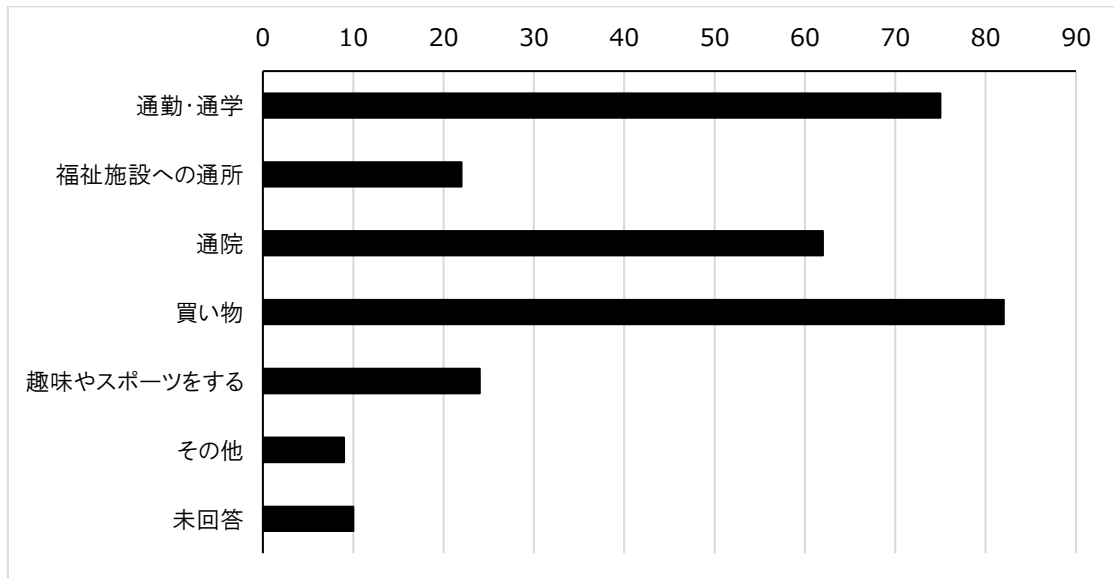


問6 あなたは、1週間のうちにどのくらい外出しますか。（単数回答）

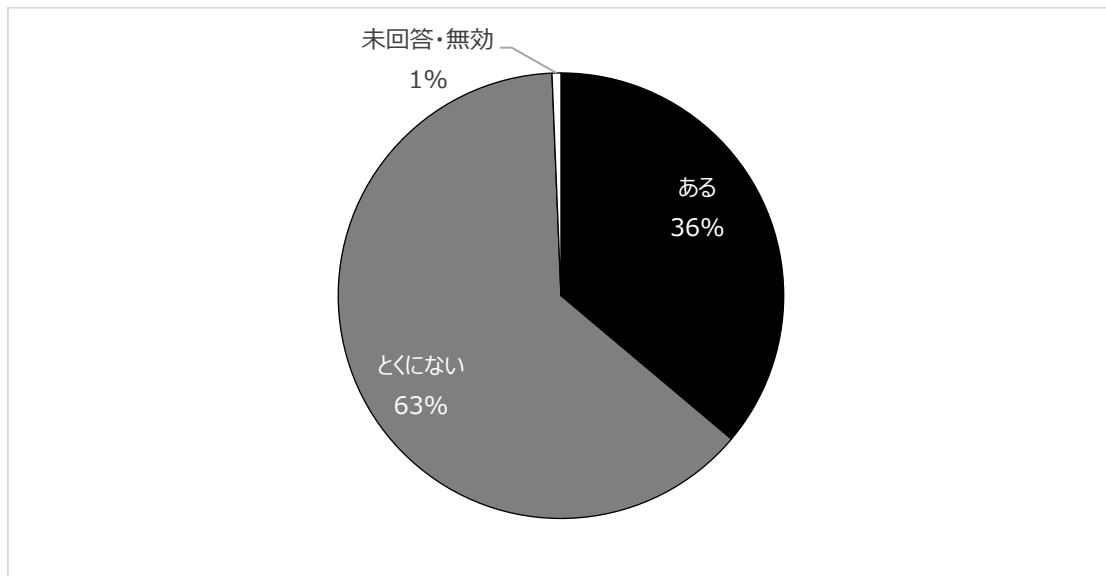


【問6で、「週に4日以上」または「週に1～3日」と答えた方】

問7 どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答）



問8 外出する時に困ることはありますか。（単数回答）

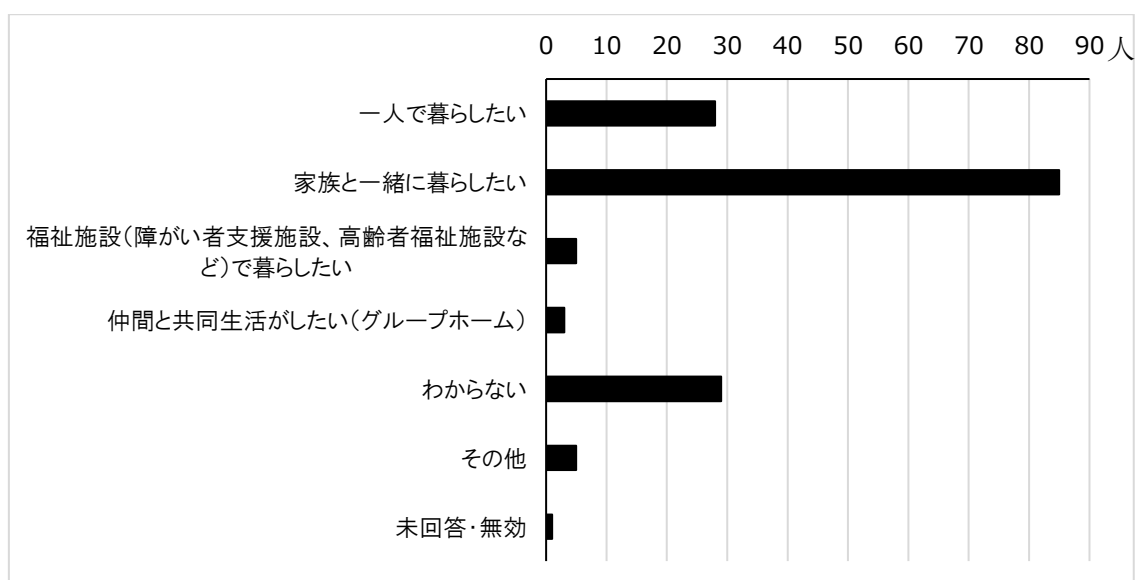


あると答えた方：それはどんなことですか。（自由回答）

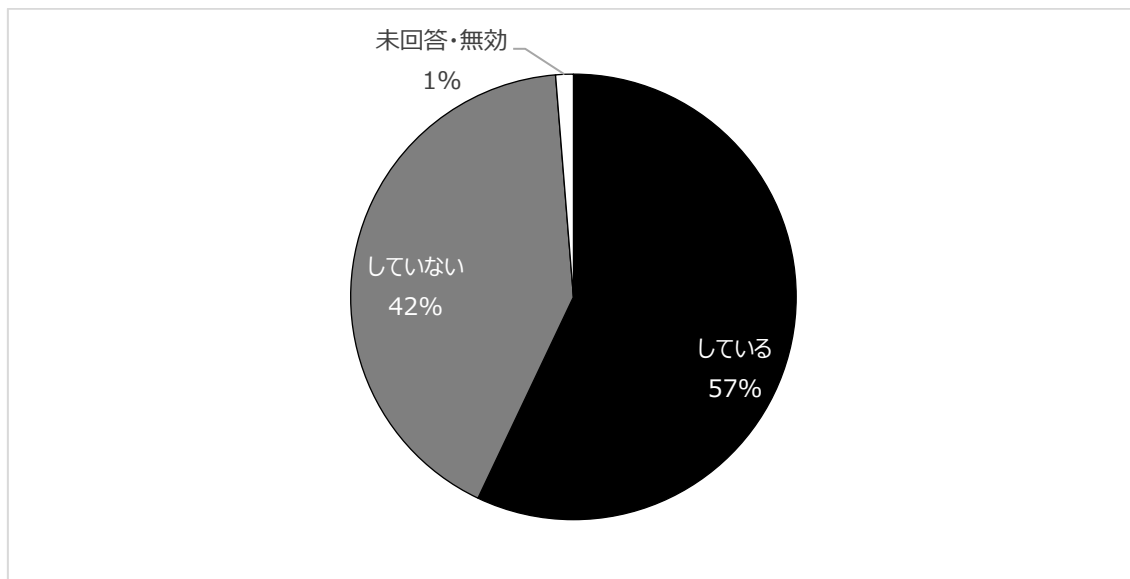


役場に公衆電話がなく、タクシーが呼べない  
 必ず介助者が必要(6人)  
 自家用車がないので、外出できない(4人)  
 運転ができない(3人)  
 車椅子を使用しているのに、天候によっては外出できない  
 車の運転が不安、一人で運転するのが危険(2人)  
 町内に公共交通機関が少ない(1人)  
 町外への外出は友人に頼らないといけない  
 人の多い場所が苦手(4人)  
 車の運転が怖い(2人)  
 症状の悪化、倒れる(4人)  
 症状がひどく、家を出るのに時間がかかる  
 交通手段(3人)  
 心身の疲労(2人)  
 タクシー券がもっとあれば助かる(1人)  
 タクシーを利用するが、運転者が少ないらしく困っている。  
 車椅子のない施設があること  
 御代田駅にエレベーターがない  
 変わった人と間違えられる  
 イライラして車のスピードを上げることがある  
 バスが朝、夕でない。通勤時間に増やしてほしい

問9 あなたは今後どのように暮らしたいですか。(単数回答)



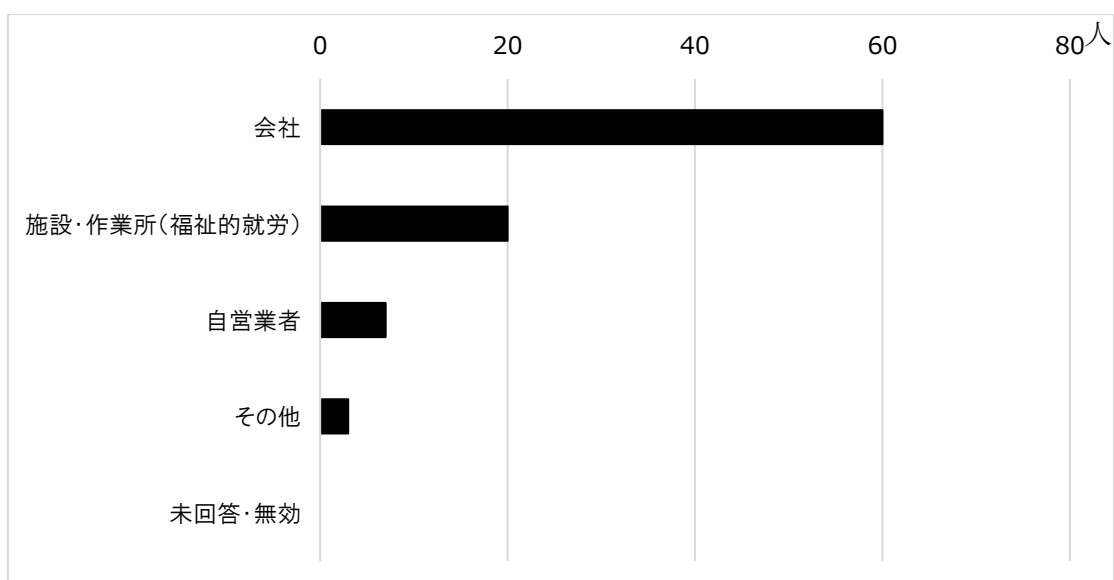
問 10 あなたは、現在、仕事をしていますか。(単数回答)



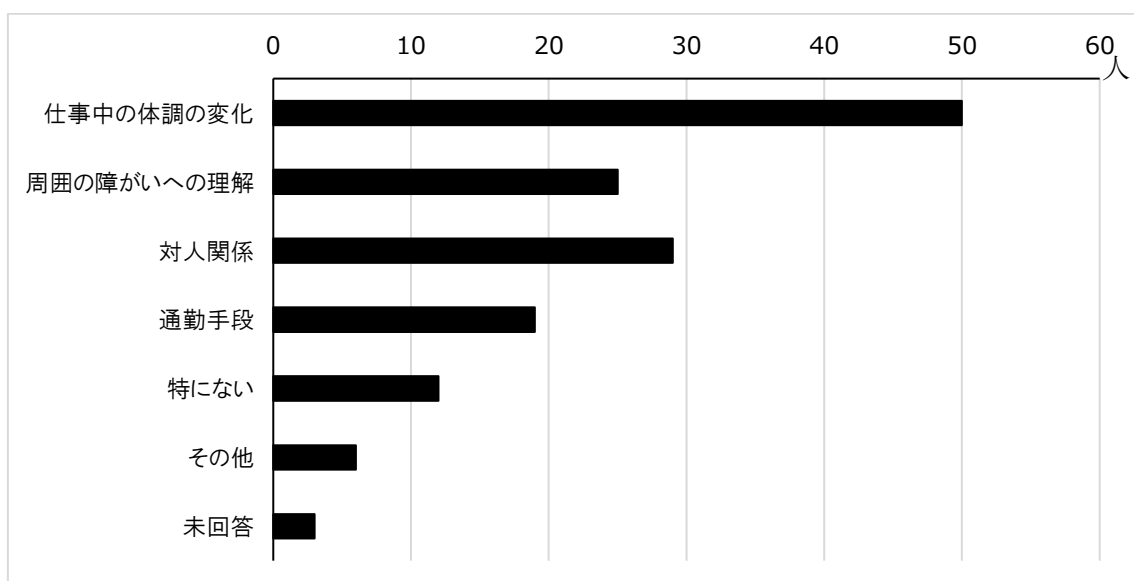
仕事をしている方は問 11・問 12 に進む。

仕事をしていない方は、問 13・問 14 へ進む。

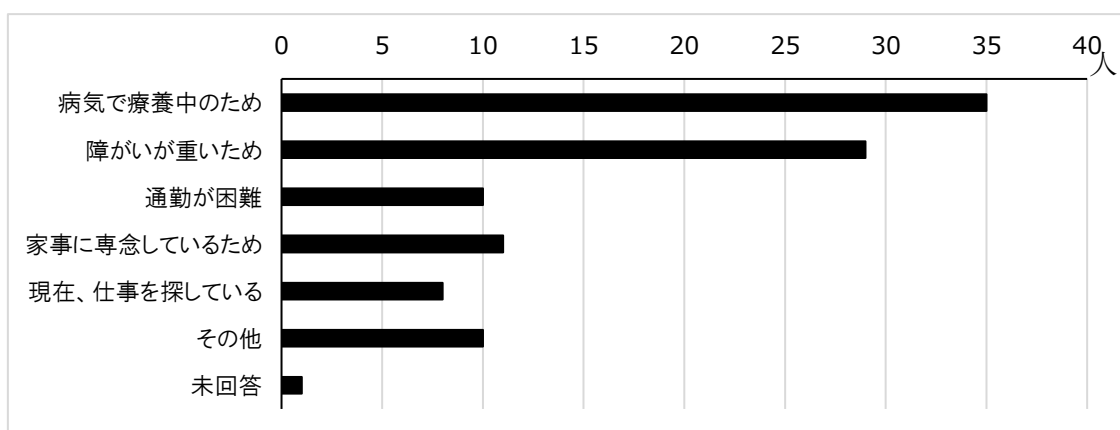
問 11 あなたは、どこで働いていますか。(単数回答)



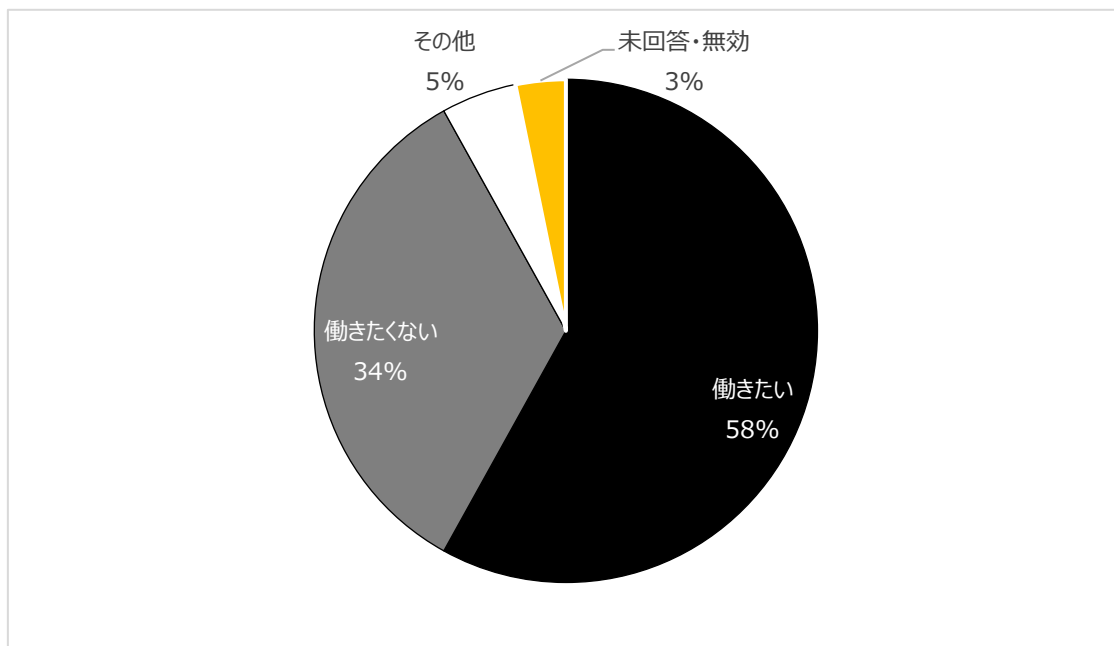
問 12 就労における不安は何ですか。(複数回答)



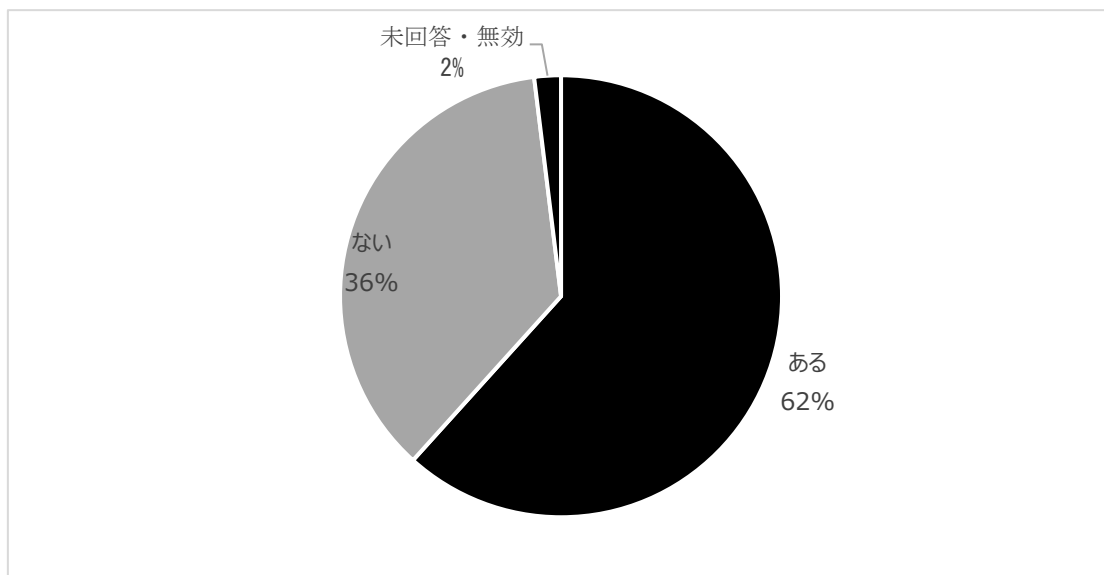
問 13 働いていない主な理由は何ですか。(複数回答)



問14 今後、働きたいと思いますか。(単数回答)



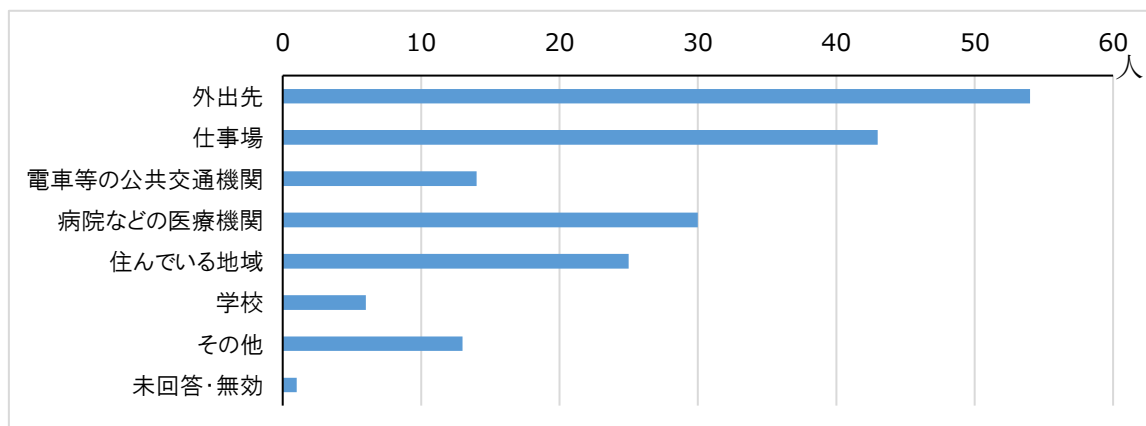
問15 あなたは障がいがあることで、困ったり嫌な思いをしたことはありますか。(単数回答)



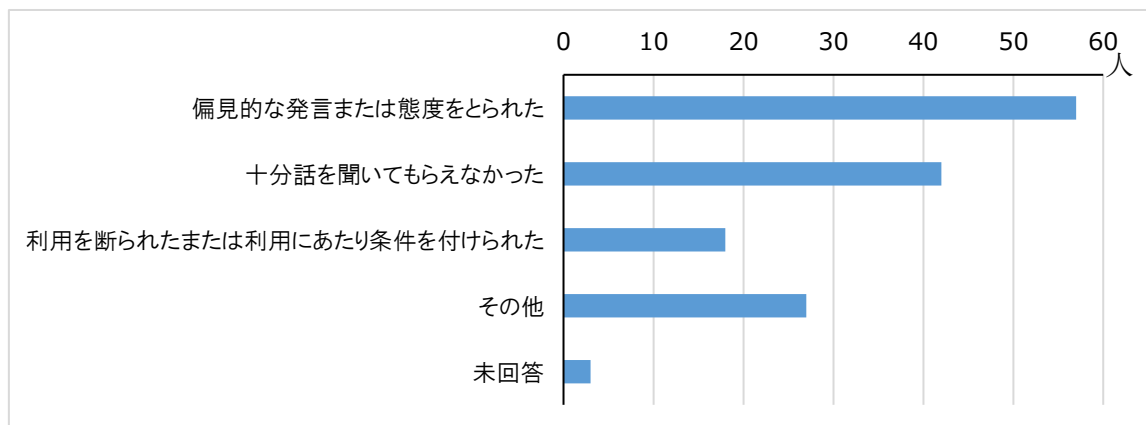
ある方は問16・問17に進む。

ない方は、問18へ進む。

問 16 それはどのような場所で感じましたか（複数回答）



問 17 それはどのようなときに感じましたか（複数回答）



その他ご意見

聞こえない言葉が多く内容が理解できない

書いてある意味がわかりづらかった

障がい者割引がきっかけで障がいを知られたくない人に知られた

仕事をクビになった(2人)

仕事を忘れっぽく、覚えるのに時間がかかる

免許の診断書の書き方で病院の医師とのやり取りで苦労した

最寄り駅、交通機関(町内バス運行等)に配慮が全くない

自分の障がいがよくわからなかったため、コミュニケーションがうまくいかなかった

鈍痛としびれ、他人には理解できない

病院などで長い時間待たず、大声で騒いだり、泣いたり、寝転がって暴れる

区費の支払いや道普請の出席、班長など大変すぎる

仕事のスピードが遅いと言われた

物の場所を尋ね、30分以上ほったらかしにされ、無視された

親の所得で制度が利用できないなど権利を著しく侵害された

問 18 「障がい」に対する町民の理解を深めるためには、何が必要と思いますか。

(自由回答)

優しさと思いやり、助け合いの心をもつ(4人)

理解は難しいと思う(1人)

色々な悩みを相談できる体制をつくってほしい(2人)

障がいには様々な種類、特性があることを知って、認めてもらいたい(3人)

障がいを周囲の人に知られたくない。理解するのは無理だと思う。

子どもには学校等で理解の時間を作ってもらおう(2人)

大人には祭りや催し物時に1コーナー作ってもらおう。あきないよう短時間で

「知らない」＝「理解ができない」→「憶測で決めつけられる＝偏見が生まれる」だと思う。障がいに対する偏見が生まれないように知る(認知)が大切。

外見だと理解されない。町就労施設で障がい者を雇用し、税制面など優遇策を講じてもらいたい

町広報誌やホームページ等に障がいに関する記事を掲載する。理解を高めてもらう運動を(6人)

町の保健福祉課が話を聞くこと。何度もむげにされている

まず町が理解してほしい(2人)

身体手帳や療育手帳所持者であれば利用できるサービスはあっても精神手帳は対象外。もっと病気を理解してほしい。

毎年班長に個人情報(避難方法)を出しているのに何も良いことがないです。

ヘルプマークを理解してもらおう

障がいのある人とない人で交流ができる機会をもつ(6人)

外見で判断しない。つらい症状を抱えているケースを理解してほしい(2人)

どこに相談したらよいかわからない

障がい者に限らず、一人ひとり違う個人であることを受け入れる

精神障がい者は笑ったり、元気っぽくしていると治っていると思われる。無理に笑っていることが理解されずにつらい

町の施設で積極的に障がい者を雇用する

障害者の就労支援の職場を増やす

理解が足りない。助けるほうも助けられるほうも平等であることの認識が必要

その人、その人の人格。心のうつわだと思う。

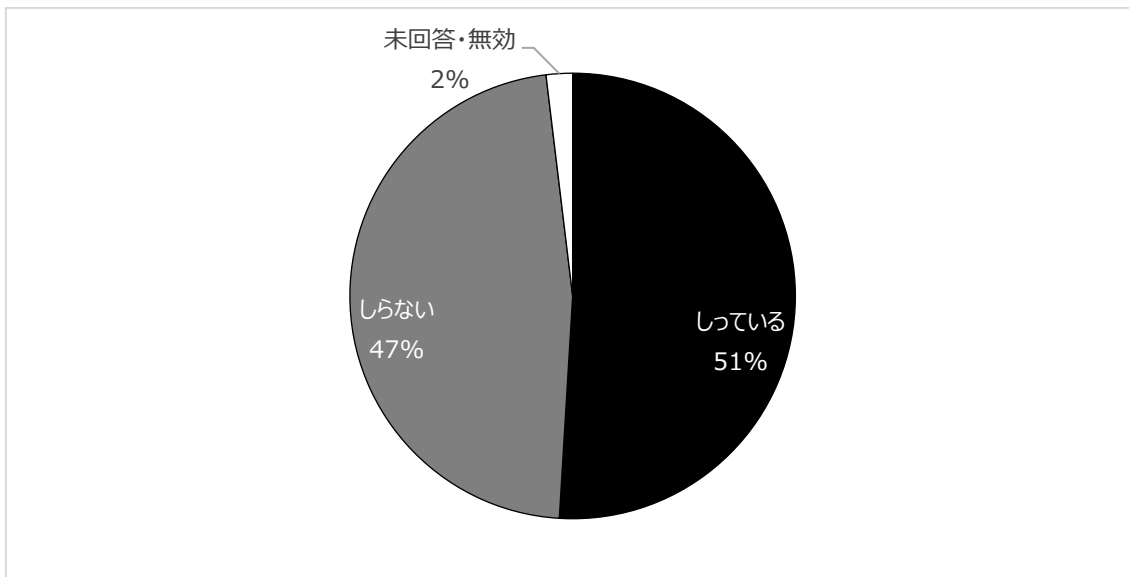
人の痛みがわかる人でないと、また多用性を認める社会が必要

親や教員が障がいについて子どもたちに伝えるべき。子どもはわからず、嫌な目で見たり態度に出たりする。

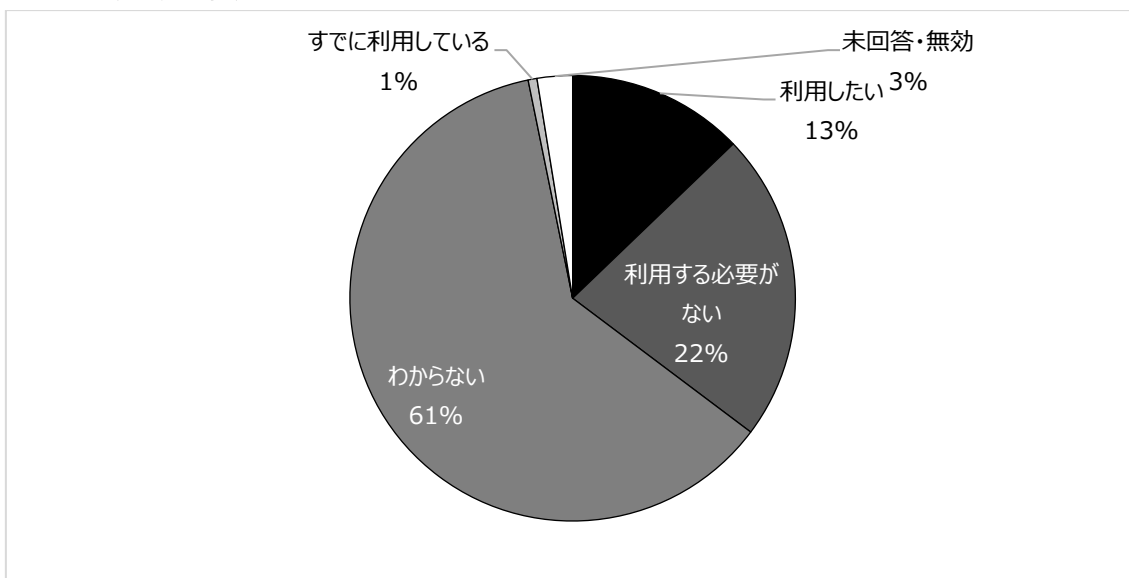
車まで来てもらえるようなサービス

通帳の書き換えで本人が来ないといけないと言われたが、保護者で介助しながら連れて行った。負担を軽減してほしい

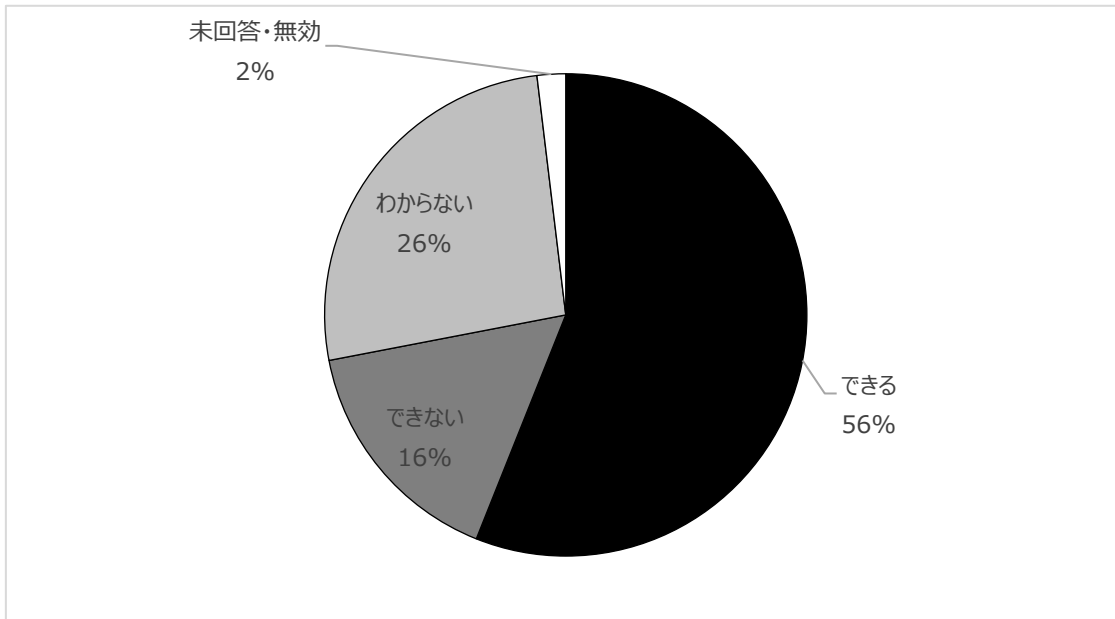
問 19 あなたは、成年後見制度をしていますか。(単数回答)



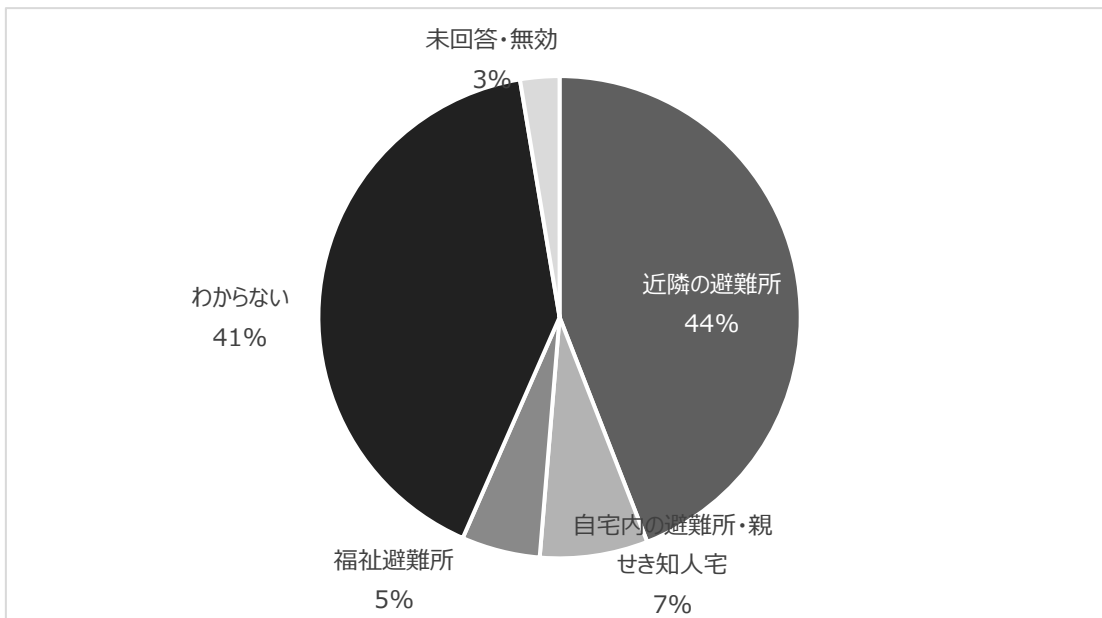
問 20 あなたは、上記の成年後見制度について、将来的に利用したいと思いますか。(単数回答)



問 21 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(単数回答)

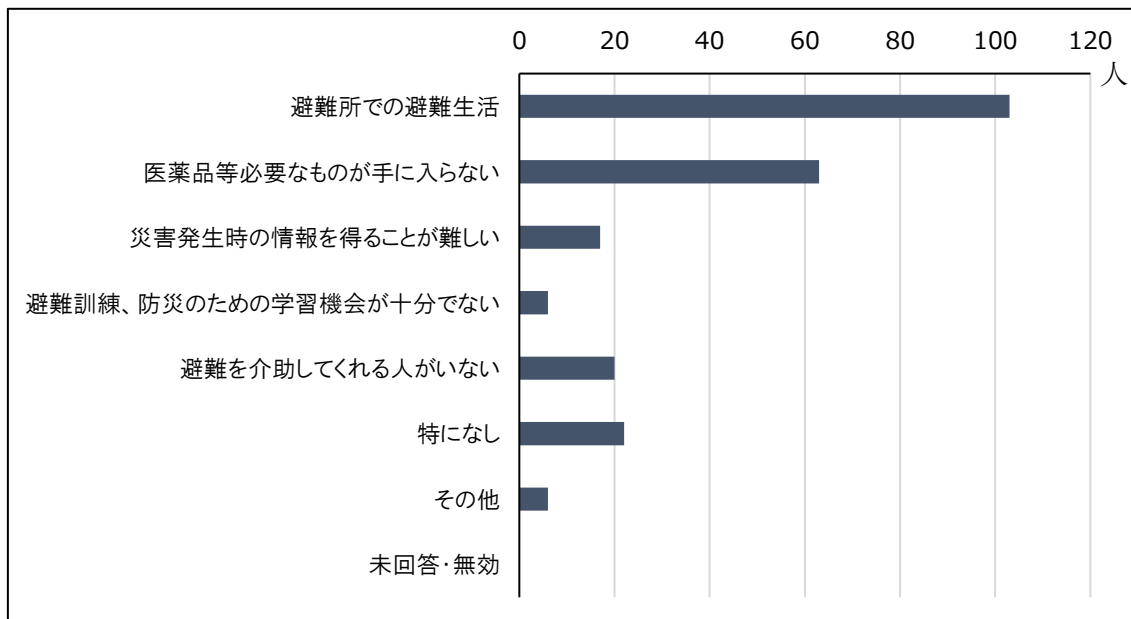


問 22 避難する場所は決まっていますか。(単数回答)

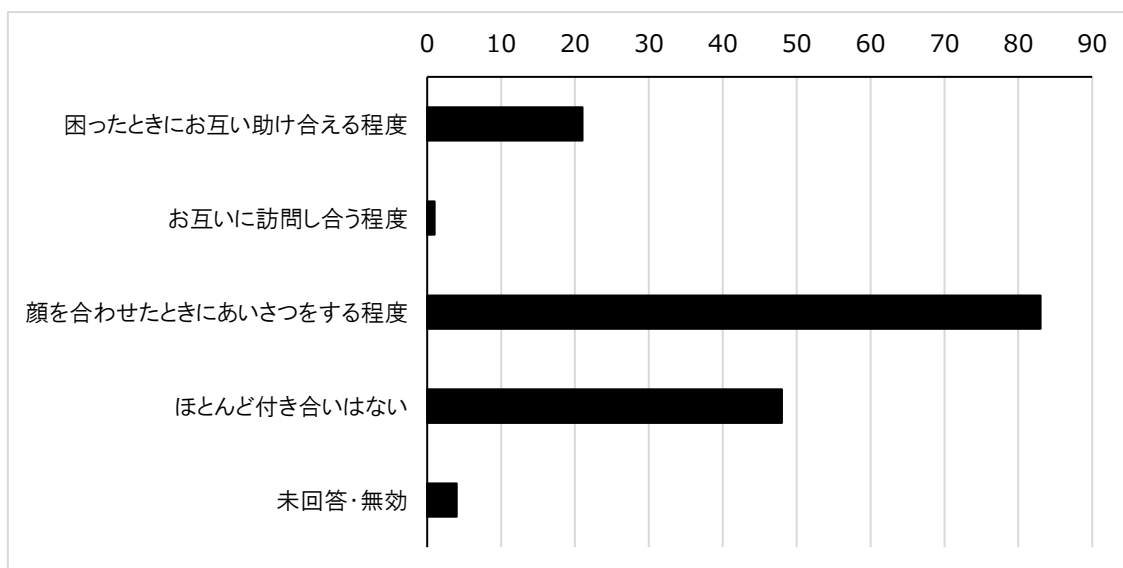




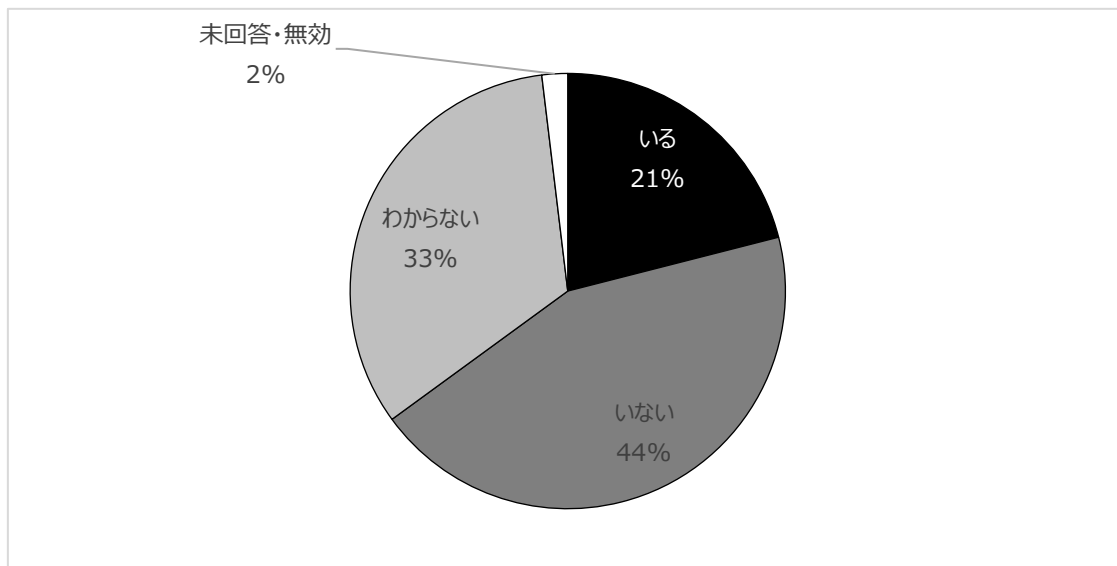
問 23 地震等の災害時どのようなことに不安を感じますか。(複数回答)



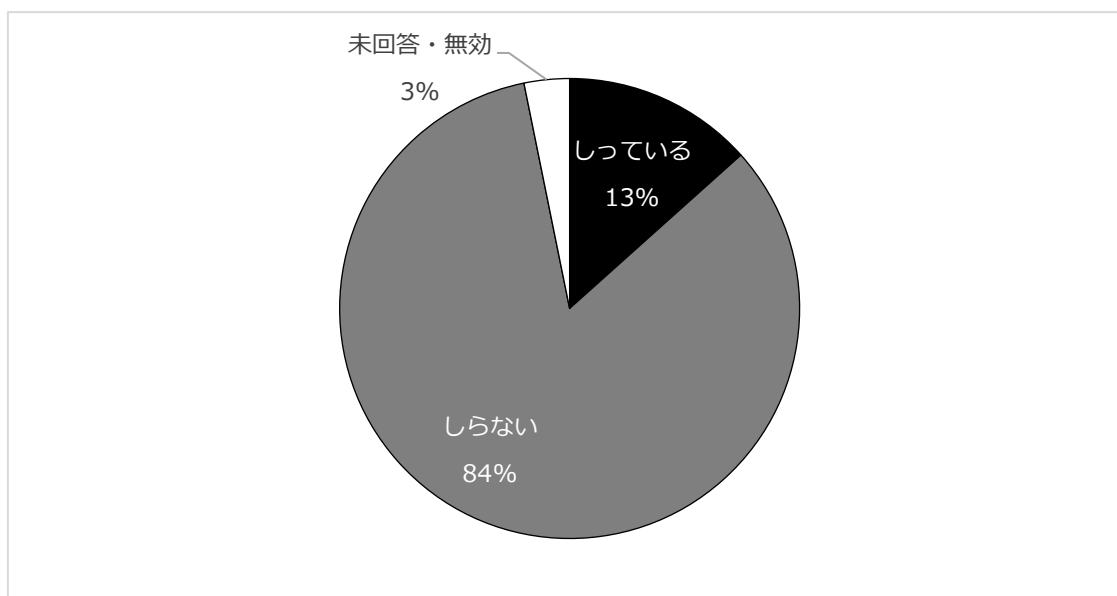
問 24 あなたは近所の方とどの程度のお付き合いがありますか。(単数回答)



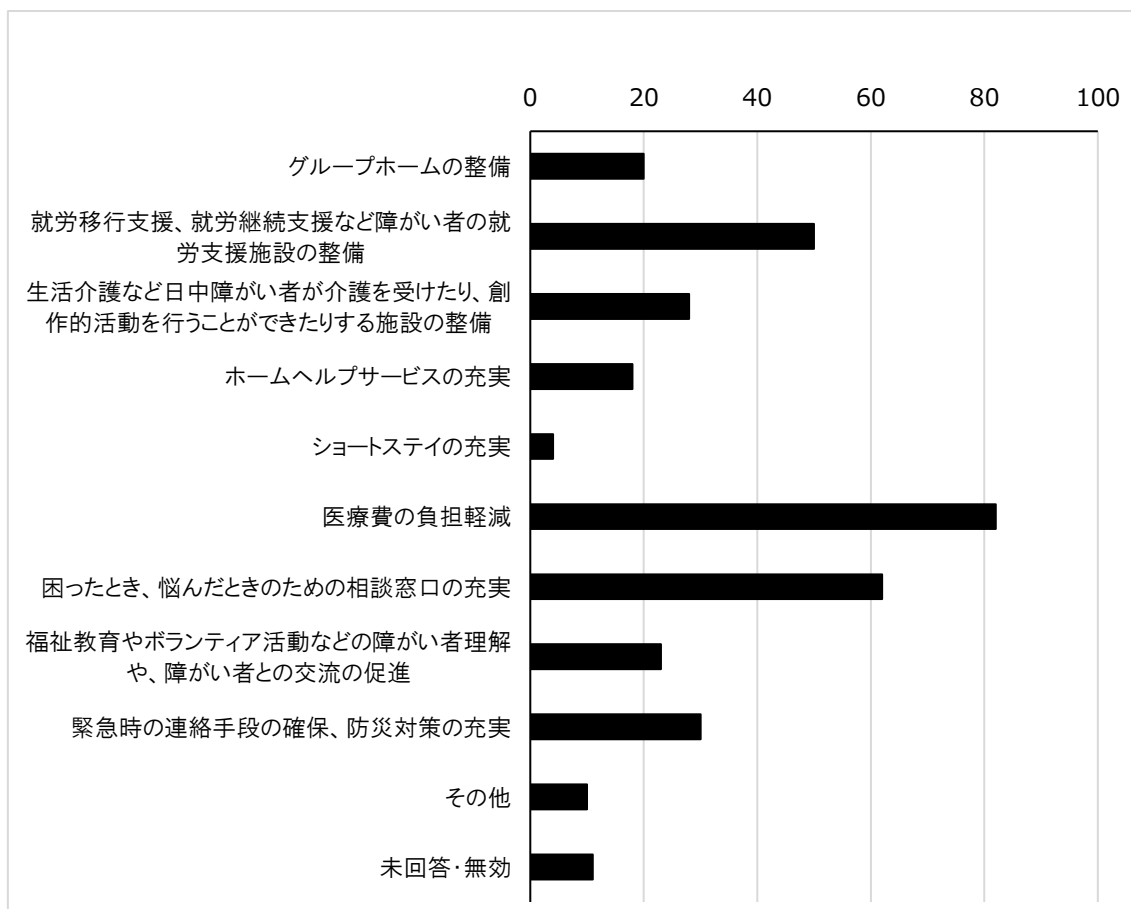
問 25 家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(単数回答)



問 26 避難行動要支援者名簿をしていますか。(単数回答)



問 27 障がい者福祉施策に対して重点的に取り組んでほしいことをお答えください。  
 (複数回答3つまで)



**その他ご意見**

- 同じ障がいを持つ者同士の交流
- 手帳所持者への割引の充実
- 金銭の支援
- 御代田駅のバリアフリー化
- 障がい者入所施設の新設
- 町福祉担当者の資質向上
- コミュニティバスの運行

## 御代田町障がい福祉計画等策定委員名簿

(敬称略)

所 属	氏名	所属役職名
御代田町議会総務福祉文教常任委員会	中山 温夫	委員長
御代田町民生児童委員協議会	柳沢 充夫	会長
佐久保健福祉事務所	飯田 祥子	健康づくり支援課長補佐兼 保健衛生第一係長
小諸高原病院	石井 忠雄	療育指導室長
御代田町身体障害者福祉協会	荻原 妙子	副会長
やまゆり家族会	嶋田 恵美子	会長
御代田町社会福祉協議会	中山 悟	会長
御代田町社会福祉協議会 やまゆり共同作業所	鷹野 由紀	管理者兼相談支援専門員
社会福祉法人 小諸学舎	小松 敏幸	学舎長
(株)アカデミー 親子支援 センターハンナ	笹田 夕美子	児童発達支援管理責任者・ 公認心理師
佐久公共職業安定所	高野 正彦	雇用指導官
長野県小諸養護学校	小林 宏樹	教頭
佐久広域連合障害者相談支援 センター	宮島 恵理子	医療的ケア児コーディネー ター

御代田町障がい者計画  
第7期御代田町障がい福祉計画・第3期御代田町障がい児福祉計画

発行年月日 令和6（2024）年3月

編集・発行 御代田町保健福祉課福祉係

電話 0267（32）6522

FAX 0267（31）2511

〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6